

1 議事日程（4日目）

[平成20年太宰府市議会第3回（9月）定例会]

平成20年9月11日

午前10時開議

於議事室

日程第1 請願の取り下げについて

日程第2 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	長谷川 公成 (3)	1. 局地的豪雨対策について (1) 側溝整備ができておらず、危険と思われる箇所の対応について (2) 冠水危険箇所の周知徹底について 2. 公共施設利用について 申し込み期限の短縮について
2	渡 邊 美 穂 (4)	1. 特定健診・特定保健指導について 特定健診・特定保健指導の特徴と問題点、市の考え方について 2. 市内在住外国人の生活支援について (1) 市内在住外国人の現状について (2) 行政の生活支援のあり方について
3	原 田 久美子 (1)	1. 都市計画区域における市街化調整区域について 市街化調整区域は「市街化を抑制すべき区域」とされていることから、次の項目について伺う。 (1) 開発行為の取り扱いについて (2) 建築行為の制限と一定規模の許可について (3) 資材置場の設置数について (4) 資材置場設置の基準について (5) 「青山3丁目の造成工事」の道路工事施工承認申請書の工事期限は本年3月31日までになっていたが、予定通り行われ、工事完了届は提出されたのか。 (6) 「青山3丁目の造成工事」のその後の状況と動向及び今後の対策と業者への対応はどうなったのか。 (7) 「青山3丁目3919-23」の樹木伐採・抜根及び測量の知らせがあり8月29日に開始されているが何ができるのか、また、工事期限や地域住民への説明はどうなっているのか、市長の景観に対する考えを伺う。

4	橋本健 (7)	<p>1. 第4次総合計画後期基本計画「福祉でまちづくり」について</p> <p>(1) 健康づくりの推進 健やかな暮らしを送るための具体的な活動支援の状況について</p> <p>(2) 福祉の充実 各行政区における地域組織の活動内容の把握と育成及び支援の実態について</p> <p>(3) 高齢者の支援 本市の高齢化率も19%と年々上昇しつつあるが、高齢者のための生きがいづくりとして現在の施策とこれからの計画について</p>
5	清水章一 (13)	<p>1. 環境問題について（環境先進都市を目指して）</p> <p>ごみ減量と温暖化対策等について</p> <p>①量り売り店舗の拡大について</p> <p>②生ごみ等の処理について</p> <p>③省エネ対策について</p>
6	福廣和美 (18)	<p>1. スポーツ振興について</p> <p>今回の北京オリンピックにおいて太宰府市出身の女子ソフトボール藤本さんの金メダル受賞を記念して、子供たちの夢や希望につなげるためにも施設の充実として何か残すことができないか。</p>

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番 原田久美子 議員	2番 藤井雅之 議員
3番 長谷川公成 議員	4番 渡邊美穂 議員
5番 後藤邦晴 議員	7番 橋本健 議員
8番 中林宗樹 議員	9番 門田直樹 議員
11番 安部啓治 議員	12番 大田勝義 議員
13番 清水章一 議員	14番 安部陽 議員
15番 佐伯修 議員	16番 村山弘行 議員
17番 田川武茂 議員	18番 福廣和美 議員
19番 武藤哲志 議員	20番 不老光幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである（2名）

6番 力丸義行 議員	10番 小柳道枝 議員
------------	-------------

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長 井上保廣	副市長 平島鉄信
教育長 關敏治	総務部長 石橋正直
協働のまち推進担当部長 三笠哲生	市民生活部長 関岡勉
健康福祉部長 松永栄人	建設経済部長 木村洋

会計管理者併 上下水道部長	古川泰博	教育部長	松田幸夫
総務・情報課長	木村甚治	経営企画課長	今泉憲治
管財課長	轟満	市民課長	木村和美
環境課長	蛭川二三雄	福祉課長	宮原仁
高齢者支援課長	古野洋敏	保健センター所長	和田敏信
国保年金課長	木村裕子	都市計画課長	神原稔
建設課長	大内田博	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄	学校教育課長	松島健二
生涯学習課長	古川芳文	監査委員事務局長	井上義昭

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	浅井武	書記	花田敏浩
書記	茂田和紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 請願の取り下げについて

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「請願の取り下げについて」を議題といたします。

お手元に配付していますとおり、平成20年8月25日に受理し、本定例会の9月2日に上程し、即日、総務文教常任委員会に付託しておりました請願第4号「郵政民営化法の見直しに関する意見書提出に関する請願」につきましては、9月8日付で取り下げの申し出がありました。

本会議上程後の取り下げにつきましては、議会の議決を要することから、ここでお諮りします。

請願第4号の取り下げについて、承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、請願第4号の取り下げは承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「一般質問」を行います。

3番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔3番 長谷川公成議員 登壇〕

○3番（長谷川公成議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2項目について質問させていただきます。

1つ目は、局地的豪雨対策について伺います。

今年の夏は非常に暑く、各地で記録的猛暑を更新したそうです。その記録的猛暑よりもさらに記録的に更新したものが降水量です。この降水量は、局地的豪雨やゲリラ豪雨と言われ、8月28日までに39の地点で1時間当たりの降水量の最多を更新し、100mm以上は何カ所も観測されました。今後の見通しについても、大気の状態が不安定で注意が必要と気象の専門家は言っています。本市におきましても、100mmを超えるような豪雨にいつ見舞われるかわかりません。非常に心配です。

そこで、今回は対策の一つとして、側溝整備について伺います。

現在、本市の側溝を見てみますと、新しい団地内はきちんと整備されていますが、20年以上前からある団地については、余り整備されていないところが目立ちます。あるところでは、土砂が側溝で埋まり、側溝として機能していません。また、団地内に目をやると、坂の急斜面の側溝が整備されていないため、児童が下校途中で側溝の中で寝そべり、遊んでいるところを2度見かけました。去年のことでしたので大事には至ってはいませんが、それがもし今年のような豪雨だったらどうだったでしょうか。それを考えると、怖くて、気になってしょうがありません。

側溝整備は、地域を見守る者としては最重要課題だと考えます。特に、児童・生徒の通学路には危険に思われる箇所が多数見られます。このような箇所への今後の対応をお聞かせください。

次に、冠水危険箇所の周知徹底についてです。

局地的豪雨により、栃木県のある地区では、1時間に120mmを記録しました。この豪雨により、この地区の冠水危険箇所には一気に水が流れ込み、進入禁止のバリケードを設置しようとした業者が設置できず、車が2台入ってしまい、1台の運転手は自力で脱出できましたが、もう一台の運転手は、警察、消防の勘違いもあり、残念ながら命を落とすという最悪な事故が起きました。

本市でも、平成15年に起きた災害において同じような事故が起きています。その後、事故があった場所では、きちんとした対応がなされていますが、その他の冠水危険箇所についてはどのようにして市民に周知徹底を図っていくのか、伺います。

2項目めは、公共施設使用の申込期限短縮についてです。

現在公共施設を利用する際、一般申し込み予約は1カ月前から可能です。このことに関しましては、問題はありません。定期団体は3カ月前から予約ができ、人数もそろえることができるため、予約はしやすいでしょう。しかし、一般利用者は、まず人数をそろえ、日時を決めてからじゃないとできません。せっかく集まった仲間で楽しく汗をかいた後、来週も集まろうとといったときに、施設申込期限が過ぎているため、利用するどころか予約することすらできません。

申込期限を1週間前で終わらせるのではなく、せめて3日から5日前に短縮できないでしょうか。そうすれば、利用者も予約しやすくなり、継続的な利用者が増えると思われます。どのようなお考えをお持ちか、伺います。

なお、答弁は項目ごとをお願いいたします。再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問についてご回答申し上げます。

側溝整備でございますけれども、これは、本市の長年の課題でございます。計画的に各行政区と調整しながら、今日まで整備をいたしておりますけれども、完全にまだ終わり切つてな

いというなのが現状でございます。

市営土木工事によりまして改修を進めておるような状況です。児童にとりましても、危険な未改修部分につきましては、今後とも教育部でありますとか行政区との確認をしながら通学路の安全について計画的に整備をしていきたいと。これは、私も選挙を通じて感じておりますし、そのことについては議会の中でもお話し申し上げたと思います。

今、地域再生計画、国のほうからの5年間で十数億円の事業費、もっと多くなりますけれども、そういった補助を受けながら、手を挙げて認可を受けておりますので、そういった事業、補助金を利用して計画的に行っていきたいというふうに思っておるところです。

詳細については、担当部長のほうから説明をさせたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 1点目の局地的豪雨対策について、側溝の整備でございますが、先ほど市長のほうから答弁いたしました中にありましたように、地域再生計画事業を今進めております。その中の一つとして、今年度、実施いたします部分が、高雄台区、梅ヶ丘区、それからまた高雄区の一部になりますけれども、今ご指摘がありました団地の中で側溝が未整備、ふたがないところですね、こういうものにつきましては、道路改良に合わせまして側溝にふたをかけることで改良を行いたいというふうに予定をいたしております。

これは、道路の有効幅員を広くいたしまして、歩行者が安全に通行できること、それからまた今のようなことで側溝での事故を防ぐというようなことも目的にいたしております。

このほかの、今言いました工事いたします箇所そのほかのところにつきましては、市営土木の中で各行政区と調整をしながら、順次改良を進めていきたいというふうに今予定をいたしておるところでございます。

今お話しありました中での登下校中の児童が側溝で危険な場合があるというふうなこと、この部分につきましては、改修がまだ進んでないということで、それからまた団地につきましては、急傾斜、かなり傾斜があるという側溝も多うございます。そういうこともございますので、これらにつきましては、日常的な注意も当然必要になってきますが、教育部、学校ですね、それから地域との連携をしながら、これらについて注意の喚起をしていきたいというふうにも考えております。

また、アンダーの部分、いわゆる道路下を交差で通っている部分ですね、この部分の冠水、増水時についての事故防止でございますが、太宰府市内には、こういうふうにアンダーで道路が通ってます部分は現在7カ所、県が所管しております、管理しております長浜・太宰府線のJR下のアンダーも含めまして、7カ所このアンダーがございます。このうち1カ所につきましては、冠水時に通行どめ、通行禁止をするという、入り口に通行どめのバーを設置いたしておりますが、そのほかのところにつきましては、入り口に冠水注意の表示、それからまた回転灯、また照明を明るくするというふうなこと、そういう設備をいたしております、日ごろから市民の皆さんに十分注意をしていただきたいということで行っております。

また、これらにつきましては、こういうふうな緊急時に十分に排水ポンプ、こういったものが作動するように、また回転灯が十分に機能するようにですね、日常的に整備点検を継続して行っているというふうなところでございます。

また、アンダー部分以外に、住宅地での冠水がやはり最近継続して見られております。以前に比べますと、この住宅地、このアンダーの部分もそうでございますが、冠水をいたしまして、以前に比べますと時間的にですね、御笠川の改修が一定整備がされたという成果だろうと思っておりますが、長時間冠水のままというところは余り見受けられません。短時間で水が引くというような現在の状況が非常に見受けられるということでございますが、そういうふうなことが日常的にあるということは非常にやはり日常生活に支障を来しますので、この部分については、各行政区の区長さんと協議いたしましてですね、そういうふうな地域がどういったところかというところ、またそのときにはどういうふうに対応するかということも含めまして、各区長と連携をとりながら、周知をしていきたいというふうに考えております。

側溝の関係については以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

さっきちょっと壇上で申し上げたんですけども、側溝が、ちょっと写りが悪くて申しわけないんですけど、ここにこう土砂が堆積してですね、これがちょっと見にくくて済みません、ここが側溝なんですけど、ここに土砂が流れ込んでですね、この奥がわからないんですね。ここに高雄のジョイフルがあるんですけど、その頂上のところになります。ここに、土砂が入って、多分この下を恐らくまた側溝があると思うんですね、道路の中はですね。ここはもう全く側溝の機能や役目を果たしていないと思います。

それとあともう一回、ジョイフルのところになるんですけど、ずっと上から見たところですけど、側溝に全くふたがない。急斜面ですからね、やっぱり子供が入って遊ぶんですね。いわばコケがあったりして、滑ったりして危ないですから、早急に対応お願いしたいのと。

もう一点、今度冊なんですけど、これ梅香苑地区にですね、昨日参りましたら団地内にちょっとしか見てないですが、10カ所ぐらいこの冊がついているんですね。これ、冊は何のためについているんですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） まず、側溝内の土砂流入でございますが、この部分につきましては、やはり側溝の近辺からの土砂が流れ込む、それが堆積を、時間がかかって、長時間かかりまして堆積をするということになる。そう堆積しますと、水は水はけが悪くなるということで、側溝を十分機能しないということになりますので、この部分につきましては、行政区、地域のほうからご連絡いただきましたときに、私どものほうで土砂を上げるということもしておりますし、また地域の中で土砂を上げていただいて、その土砂を上げた部分について私どもで回収をするというふうなこと、両方あわせながら土砂の堆積の解決をしているというふうなこと

とでございます。

日常的には、地域の皆さん方のご協力をいただくということが土砂の堆積を防ぐということには一番効果があるというふうには考えております。

それから、先ほどの側溝の冊といいますか、その部分につきましては、側溝へのいろんなものが流入をしないための冊といいたいまいしょうかね、そこで受けとめるというふうなこと、それから側溝の大きさによっては人間が入るといことも考えられる。先ほどおっしゃっておいりました側溝内で子供が遊んでいるというようなことありますけども、そういうふうな人間、人が入ったりということを防ぐということ、事故防止ということはやはり大きな目的というふうなことで、必要な箇所についてはつけておく。

ただ、そこをつけておりますことで、逆に落ち葉とかいろんなものが増水時にそこにかかったままになって、排水がやはり障害を受けるということもでございます。それらにつきましては、先ほど申しましたように、土砂と同じように、地域のほうからの連絡、また地域の協力を得ながらですね、そういうふうなものの撤去というのはできるだけ早く行うということで、努めております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 昨日夕方なんですけど、写真を撮りに行ったときにですね、近所の方にお話聞いたんですけど、やっぱりここは部長おっしゃるように、こうやってもう落ち葉がですね、こんなにあまってですね、雨の日は必ずやっぱりオーバーフローというんですかね、もう水があふれ出しているというふうに伺いました。

今おっしゃったように、地域の方で掃除なり何なりっておっしゃいましたけど、定期的なですね、見回りなどは行政のほうで行ってますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 日常的には、日にちを決めて、地域を決めてということではございませんけども、建設課から都市計画課、いろんなそういうふうな日常的に外に出る業務的なんです、そういうふうな巡回するという、それから現場に出るといことが非常に日常的に多うございますから、そのときにあわせて、そういう側溝なり道路の状況を見て回るということ、あわせて行っております。

また、職員のほうもですね、通勤、帰宅の折にそういうふうなことがあったときには連絡をもらうということもしております。

それからまた、先ほど申しましたように、地元の地域の皆さん方からの連絡、一番やはり確実といいたいまいしょうか、状況がわかってある皆さん方、地域のその周辺の方、お住まいの方々が、一番、今おっしゃるように、水があふれるとか、そういう状況は一番おわかりになってありますので、またどの時期になるかということも一番おわかりになっている。そういうふうなこと、地域の皆さん方からの連絡というのが一番効果があるというふうな考えております



ので、折につれ、区長を通じてですね、そういう協力をお願いするというふうなことを努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） また別な写真なんですけど、ここへ、公園周辺の側溝なんです。公園周辺にもやっぱり枯れ葉がいっぱい出てきてですね、ボールが下に落ちたときに、ここちょっと梅香苑第1公園なんですけど、フェンスを乗り越えて、ここからぼんと子供が飛びおりたりするらしいんですね。ここに、道路に落ちたボールをとりに行って、やっぱりうまく道路におりればいいですけど、端で足を打ったりですね、している子も何かいるそうなので、やっぱり公園周辺や通学路はですね、子供たちが集まる場所ですし、本当危険だと思いますんで、市長おっしゃられたように、整備事業の方ですね、早目に対応していただきますよう、よろしくをお願いします。

先ほどもちょっとジョイフルの坂道に行ったんです。これが冠水注意の標識ですね。これが坂を下る途中であって、この冠水、これがトンネルの上部についてます。2カ所あるんですけど、こういった感じですね。どっちが出口か入り口かわからないです。ジョイフル側のほうはですね、これが先にやってトンネルにこんな感じであるんで、あそこ冠水注意、例えば降雨時は進入注意とかわかるんですけど、こっちはグッディの裏、郵便局の裏ですね、高雄郵便局のほうはこれ1個しかないんですね、冠水注意はですね。

傾斜になってまして、気づいたときにはここ冠水注意だったといっても、ざぶっとつかる可能性が十二分に考えられると思うんですよ。ですので、例えばちょっと分かれ道見にくいんですけど、ここら辺に冠水注意の標識をつければ、ここ冠水注意、雨が降って危ないなというときに迂回できるようになると思うんですね、そういった標識の設置はいかがお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 今ご指摘がございましたアンダー部分についての注意の標識でございますが、標識はやはり効果が上がりませんと標識の意味をなしませんので、この部分につきましては、それぞれの状況を見ながらですね、また冠水の状況もやはり変わってきております。最近の集中豪雨といいますか、短時間での豪雨の関係で、従来そう問題なかったところも冠水するというのがやはり増えておると、場所も変わっているだろうというふうにも思っておりますので、今お話がありましたような部分も含めて、それぞれの標識について再度点検をしまして、効果的な表示ということに努めていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） お願いします。

先ほど部長のほうから、回転灯などがあるとおっしゃられたんですけど、ここにはやっぱり回転灯もないんですね。例えば大雨が降ったときにですね、ある程度水がたまれば、進入注意

じゃなくて、進入禁止のですね、何か、光るとか、そういった対応も私は必要だと思うんですけど、この間8月16日、本市においてかなりの豪雨だったと思いますけど、よかったら降水量を教えていただければありがたいんですけど、わかるところでいいですけど。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 降水量ですが、16日の降り始めから降り終わりまでということですが、合計で約117mm降っております。また、1時間で最大で、太宰府のアメダスのこれは計量ですが、71.5mmというふうに出ております。ちなみに、17日が58mmということで、かなりやはり短時間で降っているというふうな状況になっております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） この8月16日や17日や、その後、また二十何日にも結構大量に降ったと思うんですけど、本当幸いだったのがやっぱり夏休み期間中だったからよかったかなと思うんですね。本市を流れる河川があると思うんですけど、1時間にもし100mm以上降った場合、川がはらんするというかですね、する可能性のある川をわかれば教えていただきたいんですけども。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 1時間に100mm以上降った場合につきましては、これは平成15年の災害のときが1時間100mmを超した雨量でした。こういうふうには、1時間100mmというふうな、それ以上というふうになりますと、あふれるという川、これは恐らく御笠川、それから高尾川、鷺田川がございますが、ほとんどの川がやはり何らかの形であふれるというふうなことは考えられるんじゃないかというふうには思いますけども、雨の量にも、それからどのくらいの時間で降るかという部分でもまた変わってきますので、一概にはこうは言いがたいということですので、どうぞご理解願いたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 昨日も出てましたけど、やっぱり高雄幼稚園の前とかですね、太宰府スイミングクラブの前なんですけども、あそこやっぱり水がたまりやすくなっていますので、あいったところへも、やっぱりちょっとした冠水注意じゃないですけど、こういった標識も必要だと思うんですけど、どうお考えですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 道路それぞれの箇所です冠水をする箇所がやはりございます。今お話しの高雄幼稚園なり、それから高雄の方面でいきますと、国道3号線とちょうど交差するあの一带、また太宰府市内にはほかにもそこそこあるというふうにも把握はしておりますが、それぞれのところに冠水注意というところの表示につきましては、今後の課題ということで、させていただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 栃木県ですすね、起こった事故も、冠水危険箇所にそのまま車が突っ

込まれてですね、亡くなられたという事故だったんですけども、やっぱり急いでるときに近道するというのは人間の心理だと思います。もっと市民に広報や回覧などで雨の日とはとにかく近寄らないぐらいの周知徹底を行わなければならないと思います、私はですね。

なぜ今回このような質問したかといいますと、実はここは通学路なんですね、このジョイフルの下の冠水注意、1人だけ小学校1年生女子児童が登下校している場所なんですよ。僕も全然知らなかったんですけど、ちょっと夏休みになって知ったんですけどね。ですから、やっぱりこの子が中学校卒業するまではやっぱり通学路として使うわけですから、早目に対応をお願いしたいと思います。

あと、やっぱり台風の時期になってきて、今も大型台風が沖縄のほうに接近していると思われれます。ですので、市民に対してやっぱり周知徹底を早急をお願いして、この質問は終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 2点目についてご回答申し上げます。

公共施設の使用につきましては、市民の皆様方の利便性を図り、施設の有効利用を行うことによりまして、スポーツでありますとか、あるいは文化活動等の促進を支援をし、元気で活力あるまちづくりにつなげていくことを基本としていたしておるところでございます。

したがって、今後とも、多くの市民の皆様方に施設を有効利用していただけるように、創意工夫しながら、その利便性を推進していきたいというふうに思っております。

なお、詳細については、担当部長より説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 公共施設使用におけますところの申込期限の短縮についてでございますけども、まず現状を申し上げます。

確かに7日前までに予約をしていただき、使用料金を納めていただくことによりまして利用可能というのが現状でございます。

この7日前というふうに今設定をしております理由の一つには、市と施設管理人との連絡、そしてスケジュールの調整、そしてまた使用料金収納の確認、こういった状況から、現状としてはどうしても7日前の事務が必要というふうな判断でございます。

なお、管理人が常駐をしておりますスポーツ施設につきましては、使用の予定とか予約のない日に限りましては、使用希望の当日、現地で直接受け付けを行いまして、利用できるというふうな状況でございます。

ご要望されております申込期限の短縮につきましては、利用者の利便性を図るためにも、今現在行ってます指定管理者を含めた管理人、そして予約受け付け収納事務を委託しております文化スポーツ振興財団とも協議を重ねながら、調整をしながら、できる限り短縮に向けた事務処理をできるように検討を行っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

ちょっと話は変わるんですけど、先日、3カ所ちょっと公園見てみたんですけど、梅林アスレチックスポーツ公園の、まず芝生がやっぱりでこぼこというか、途中、真ん中はげたりしてですね、ちょっと余りいい状態ではなかったです。

歴史スポーツ公園のトイレなんですけど、外ドアが肩から腰ぐらいまでの高さの扉がついていたんですけど、男子トイレとも女子トイレとも壊されて、もうありませんでした。

あと、北谷運動公園のですね、草が生え放題というか、伸び放題で、ボールがそこに1個飛んでいったんですけど、高校生がボール投げたら3つ返ってくるような状況でしてね、こういった修理や草刈りなど、一応指定管理者置いていると思うんですけど、これは責任は行政がやるんですか、指定管理者のほうでやっていただくようになるんですか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 梅林アスレチックスポーツ公園あるいは歴史スポーツ公園にしても北谷運動公園にしても、市の施設でございますので、市が責任を持って管理をするという状況でございます。

今指摘されました梅林の芝の問題あるいは北谷の問題、いろいろございますけども、これもできる限り予算の範囲内ですね、できる限り整備はしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 本市におきましては、やっぱりもっと市民が使いやすい環境を整えるのが行政の役目だと思います。この平成19年度の施策評価を見てましても、まず行政の役割、市がやるべきこと、こう書いてあるんですけど、市民の健康体力づくりやコミュニティづくりのため、各種スポーツ振興としてスポーツに関する情報提供や指導を行うとともに、スポーツ施設の整備を図り、市民がスポーツ活動を行いやすい環境をつくるとなっています。

次なんですけど、評価結果なんですけどね、他の自治体との成果実績値の比較、やっぱり他の自治体と比べてどちらかといえば低い水準である。さきの背景として考えられること、体育施設の不足から、施設面ではどちらかといえば低い水準であるとなっているんですね。

やっぱりもっと市民がですね、きれいで使いやすい施設になりますようにですね、お願いいたしますして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員の一般質問は終了しました。

次に、4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って特定健診・特定保健指導に対する市の考え方と対応について、また市内在住の外国人に対する生活支援の2項目についてお伺いします。

まず、特定健診についてですが、この制度は、今国民の間で議論を巻き起こしている後期高齢者医療制度とともに、平成18年の医療制度改革関連法の中で制定され、本年4月から実施されています。

まず、後期高齢者医療制度が75歳以上の方だけが対象になっていると誤解している市民が非常に多いということ、そして後期高齢者医療制度と特定健診・特定保健指導が連動していることをご存じない市民も非常に多いということを指摘しておきたいと思います。

国民健康保険では、0歳児を含めた74歳までのすべての国民から、そして働いている現役世代のすべての保険から、後期高齢者医療制度支援金が新たに徴収されていることを多くの国民はご存じありません。

そして、4月から導入された特定健診・特定保健指導の制度では、健診の受診率や保健指導の実施率・メタボリックの改善率などが国が定めた目標に達しなかった場合、その保険に属する国民の後期高齢者医療制度支援金を最大10%引き上げることになっています。

会社などの組織では、強制的に受診させることができますが、問題は国民健康保険の被保険者です。私は、自治体間などで受診率を競わせ、成績がよければ支援金を値下げし、基準に達しなかった保険者の国民に対して支援金の値上げを行うという今回の制度には反対の立場です。

個人の健康について国がお金をあめとむちにして管理するということ自体、到底納得できないものです。しかし、実際に法律が施行されている以上、できるだけ市民生活に影響が出ないようにしなければならないとも考えています。

そこで、私が持っている幾つかの懸念について、市の考え方を伺います。

現在、太宰府市国民健康保険の対象者は何名か、その中で後期高齢者医療制度支援金平均額はどれくらいか、まず伺います。

国では、最終的な特定健診の受診目標値を65%と設定していますが、国の目標に達するためには国保に加入している方のうち何名がこの特定健診を受診しなければならないのか。さらに、今年4月から既に実施されていますが、現在までに何名が受診されているのか、お答えください。

次に、日本医師会においても、メタボリックがどの程度成人病の発症に影響を与えているのかということそのものがあいまいであると発表しています。アメリカではコレステロールの多い方のほうが長生きできるという研究も発表されています。健診ではMRIなどの機械によって内臓脂肪を確認することなく、胴回りと血液検査などで判断します。つまり本格的な目視などによる検査に裏づけされることなくメタボリックと診断された市民は、保健師や契約している内科医において保健指導を受け、投薬などで改善しなければなりません。

今統計では4人に1人がメタボリックと言われており、これまで全く支障なく生活していた方々も通院が始まります。つまり、統計上では受診された方の25%が保健指導を受けることになり、この保険料は、国保の場合、当然市の国民健康保険特別会計から支出されます。この保

健指導の実施率も国の目標に到達しなければ、後期高齢者医療制度の支援金にはね返ってくることもあり、市としては当然内科医の保健指導を受診されることも推進されると思いますが、それによる国民健康保険特別会計への影響をどの程度と考えておられますか。

2項目めは、太宰府市内に在住している外国人の方に対する生活支援について、市の考え方を伺います。

現在、太宰府市で外国人登録をしている方は約500名です。太宰府市は、その歴史的背景、アジアに目を向けた国立博物館の開館、また今年には扶餘邑との姉妹都市締結30周年を迎える国際都市だと思います。しかし、留学などの短期だけではなく、実際に太宰府に根をおろして生活している方に対する行政の生活支援はまだ十分とは言えません。

現在就業人数の少ない、例えば介護現場などへ外国の方を雇用するという時代の流れや結婚している男女の15組に1組がどちらかが外国人という現実を踏まえ、今後外国人の人口は増加することはあっても減少することは考えにくい状況です。

また、太宰府市内の大学では、今後1,000人規模で留学生を受け入れる予定にしているところもあります。それに伴い、外国人による犯罪件数などの増加や近隣住民との摩擦などが予想されます。悪質な場合を除いて、外国人による犯罪原因の一つは地域におけるコミュニケーション不足が上げられています。

そのコミュニケーションに欠かすことができないのが言葉です。話すこと、読むことが十分にできないと、大変な情報不足になります。生活面で言えば、市からの案内や広報が読めない、これに伴い災害など緊急時の対応がわからない、対応可能な医療機関がわからない、ごみの出し方もわからないなどの問題が出てきます。また、子供が学校からもらってきたプリントを読むことができない、学校が子供を受け入れてくれない、さらには地域から孤立し、家に閉じこもってばかりいるために精神的に追い詰められ、家庭内暴力が起こっているという報告も上がっています。

太宰府市内では、ことだまの会がボランティアでこれらの問題を一手に担っている感があります。しかし、ボランティアではその活動内容を在住の方すべてにお知らせすることは困難です。また、その対応にも限界があります。現在は、まだ500名程度ですから、今在住の方が困難に感じていることなどの実態を把握しておくこと、そして今後人口が増えた場合の対応について考えておくことは大変重要なことだと思います。

市では、これまで市内在住の外国人の生活実態や意識調査を行ったことがありますか。現在、市役所において外国の方が生活上の悩みなどを訴えることのできる窓口はどこになりますか。

以上、回答は項目ごとにお願います。再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 特定健診・特定保健指導についてお答えいたします。

まず、1点目の国民健康保険の被保険者は、平成20年度当初で約1万7,500人。そのうち、特

定健診の対象となる40歳から74歳の人は約1万1,400人です。

2点目の後期高齢者医療制度支援金の1人当たり平均額は、約1万8,300円となっております。

3点目の受診目標については、特定健診の受診率が平成24年度には65%に目標設定されておりますので、被保険者の増減がなかった場合、受診対象者1万1,400人の65%、7,410人の受診が必要となります。

4点目の現在までの受診者数ですが、8月に3回、65歳未満の集団健診を実施しております。

合わせて152人が特定健診を受診されました。来年1月までの集団健診では、約1,000人の受診を見込んでおります。

また、個別健診による受診者数を約2,200人と見込んでおり、合計受診者数は約3,200人を見込んでおります。

5点目の保健指導の実施に伴う国民健康保険特別会計への影響につきましては、特定健診の結果により、保健指導レベルを階層化し、優先順位をもって保健指導に当たります。今年度の保健指導は、本市の保健師による保健指導を計画しており、国保財政に対し、保健指導による特別の影響はないと考えております。

特定健診・保健指導のあり方につきましては、今後の経過を見ながら、より効率的、効果的な実施について検討をしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 実際、今年を含めて5年間という経過措置期間ではありますけれども、国保加入者でですね、今現在全く健康に問題意識を持たれていない方とか、あるいは別の疾患で既に病院にかかっておられる方、こういった方を含めてですね、5年後には7,400名以上の方に受診をしていただくということは非常に大変なことだと思います。

制度が大変に複雑ですから、これを広報だけで広げるというのは、やはりどうしても限界が出てくるのではないかと私は考えています。

それで、例えば国民健康保険加入者の多い団体、例えば商工会ですとか、あるいは障害者団体もその中に入ると思うんですけれども、この商工会は独自で今健康診断を行われておられて、そしてその中でこの情報、自分の健康診断の結果の情報を市に流すことを同意された方だけが、今受診率に加味されているようなんですけれども、商工会の会員の方に、一体これがどうということなのかということですね、市のほうとしてやはりきちんと一度説明をして、商工会自体もやはり受診率を上げるような形での協力、それから障害者団体ですね、こういった方たちはなかなか情報が入ってこない。特に、視覚障害者の方とかそういった情報が見えませんが、そういった方々を対象にですね、説明会、商工会も含めてですけども、市の職員が出向いていつかの説明会というのはどこか検討されていらっしゃるでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 労働安全衛生法に基づきます商工会での健診を受診された場合は、国民健康保険の特定健診を受ける必要はございません。国民健康保険としましては、今後の特定保健指導に活用をさせていただくため、受診者の同意を得まして、健診データをいただきたいと考えております。

商工会にご協力をいただきながら、健診データの取得に取り組んでおるところでございます。データを取得しました分につきましては、国保の健診率に反映されることになっております。

また、障害者等に対する説明会はどうかということでございますが、きめ細かに配慮をしてみたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） この特定健診・特定保健指導というのは、40歳以上74歳以下を対象に実施して、メタボリックによる成人病などの重篤化を防いで、医療費の削減を行うということが最終的な目標になっているわけなんですけど、しかし多くの医師がですね、現在食事の欧米化などもありまして肥満と判断される児童・生徒が非常に増えていると。それに、その延長上にあります今現在10代から30代のメタボリックのほうが、より原因が深刻であり、この方たちが4代になったときのほうがですね、解決が非常に難しくなるのではないかとこのことを指摘してあります。

市ではですね、例えば食育もこれはかかわってくると思うんですけど、お母様方への食育等も入ってくると思いますが、こういった年代の方々への対応というのは何か考えておられますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 10代から30代、長じて4代になったときに、よりメタボリックが深刻になるのではないかとこのお尋ねでございます。

子供たちは、学校教育において毎年健康診断が行われております。詳細は存じませんが、その中で保健師、養護教諭等による一定の指導は行われておるのではないかと思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） もちろん子供たちへのそういった処置も大切だと思いますが、実際に食生活は家庭ということがありますので、例えば20代、30代でお母様方あるいは国民健康保険で通常の健康保険をこれ検査を受けられる方もいらっしゃるんですよね。例えばそういった方々に対する、例えば食事に対する考え方とかですね、食育に対する考え方とか、そういった指導も今後ぜひ対応していただきたいということです。

それで、私もですね、8月初めにこの特定健診を受けました。4週間たって月末に結果が送ってきたわけなんですけども、私たちが多分最初の特定健診を受けた人間だと思うんですけど、これからですね、メタボリックというふうに診断された方々の特定保健指導が始まります。



先ほどおっしゃいましたように、この制度では指導が必要な方を3段階に分けて、2つの段階の方に対して保健指導1回にかかる時間が20分以上というふうに決められており、8名以上の団体に受ける場合でも、80分以上の指導が行われなければならないということが義務づけられております。

一番結果の悪い段階の方については、一定期間あけた後、1回目と同じ条件で保健指導を行うということが義務づけられています。

そこでお伺いしたいのは、今年はずいぶん、確かに保健師でその保健指導は対応するということですが、今後経過措置期間の間にもかなりの人数になってくることが予想されますので、市内にはこの保健指導を契約している内科医というのは一体どれぐらいありますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 市内の特定健診の実施医療機関数でございますが、主に内科医を中心に16医療機関と契約をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ということはずいぶん、保健師の方もいらっしゃいますけれども、太宰府市の保健師の方にそこまでの体力というか、非常に厳しい数になってきますので、恐らく医療機関への保健指導を受けるようにというふうに、市のほうとしても奨励されると思いますが、後でこれもう一回触れますけれども、結局、この保健指導が始まるのが9月からになってですね、2月の間までに約6カ月の間にこの保健指導が集中的に行われるわけですけども、一つの内科医でですね、下手すると20名とか30名の新たなこの保健指導が出てくるわけですけど、このちょうど冬にかかってくる季節というのは、内科医にとって風邪とかインフルエンザなどで患者がちょうど増える時期にも当たるんですが、市民にとってですね、発熱してその病院に行ったときにその内科医が保健指導に入っていて、20分とか80分とか、保健指導に入らなくてはならないわけですが、これが非常に大きな問題になる可能性があると思います。

特に、幼児の場合、発熱したときというのは、やはり問題が非常に重要なことになる可能性もありますが、そして内科医にとってもですね、通常の診療行為の支障になるということも考えられます。

こうした問題について、医師会とですね、もちろん医療費の問題もありますけれども、善後策などは検討されましたか。

○議長（不老光幸議員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 特定保健指導に関して、具体的に医師会と協議はまだいたしておりません。今後、特定保健指導に関しましては、やはりどのくらいの対象者が出てくるのかもありますけれども、民間の健診機関に委託をするという選択肢もございますので、どういった方法が一番効果的で、コストの面からも含めてですね、一番適当かということは、今後、今年度の実施した結果を見ながら検討してまいりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。これは市の広報なんですけど、これに書いてありますこの特定保健指導の実施がですね、8月1日から1月31日になっています。先ほど申し上げましたが、結果が出るまでに約4週間かかるわけですね。ですから、それから保健指導、必要な方は入るわけですが、最後の期間に受診した方々の保健指導が本年度のこの保健指導の実施率に加味されない可能性があります。というのが、3月に実績報告を上げなければなりませんから、2月に保健指導受けた方々の実施率に加味されないという懸念もありますし、同時に先ほど申し上げましたように、病院において、特に内科医において、この冬の期間というのは非常に忙しい期間になってきますが、この受診率を加味するためにもですね、この経過措置、5年間の間に特定健康診断自体をもう少し前倒しで行うというような期間の変更は、これは考えてありますか。

○議長（不老光幸議員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 特定保健指導の流れにつきましては、6カ月後に実績評価を行うということになっておりますが、必ずしも3月の年度末までにすべてが終了するというわけではございませんので、3月の年度末までに6カ月後の評価ができる方については、それなりの結果として評価ができますが、それ以後についてはですね、その方の6カ月後の時点が年度を越えたとしても、その越えた時点で、6カ月後に評価をされた時点でのポイントになりますので、保健指導については年度を越えて継続して実施していくものと考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） もちろん、それはそうなんですけれども、最終的に平成24年3月にはですね、この国の目標値に達しているかどうかという実績を上げなきゃならないわけなんですよね。そのときに、少しでもこの後期高齢者医療制度の支援金に影響が出ないようにというふうを考えるんだったら、少しでも実施率を上げなければならぬ。その保健指導の実施率を上げるためには、健康保険、診断自体を早目にやらないと、結局指導に入れないわけですよね。継続している方はもちろん継続したまんまでいいんですけども、新たに今度から40歳になる方も出てくるわけですから、そういった方の部分も含めて、また先ほど申し上げましたように、内科医の非常に忙しい期間ということも含めてですね、健康診断自体を少しずつでも前倒しにして行われることが私は必要だと思います。

それではですね、次に市役所内の対応についてちょっとお伺いしたいんですが、保健指導、診断の結果ですね、メタボリックというふうに判断された保健指導を受ける職員の方、この方々は有給休暇をとって保健指導を受けるようになるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 今年からですね、新たな健診の指導というのが入ってまいりました。現在、結果報告が来た段階でございますが、現時点では要精密でありますとか、要再検査等におきましては、職務免除という形で出しております。

保健指導の部分は初めてでございますので、今後の対応の中で検討したいというふうに考え

ております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。それはやはり組合等とも十分に協議をしていただきたいと思うんですが、組織ではですね、この健診の受診率とか保健指導の実施率というのは問題がないと思います。しかし、現実はそのメタボリックの改善率というのも、先ほど申し上げました後期高齢者医療制度の支援金の増額にはね返ってくるわけなんです、そして組織ではですね、これが明確にあらわれてきます。ご本人にすれば、まるで脅迫をされているような気持ちになれるのではないかと、私をちょっと懸念しています。

国民健康保険と違ってですね、3カ月に約1回保健指導を受けて、改善の程度によっては指導を受け続けなければならないわけで、そういった人がはっきりわかるということなんです、組織の中では、これが職員の方にとっては新たなストレスになる可能性も私はあるのではないかと、いうふうに考えています。

栄養管理等は難しいとは思いますが、例えば徒歩での通勤を奨励するとか運動の部分ですね、奨励をして、少しでも何かご本人が楽な気持ちでそれに対応できるようなことを市役所の中では何か検討されてますか。

○議長（不老光幸議員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村基治） 今おっしゃいましたようにですね、確かに自己管理における健康ということで、通勤方法、これについて自動車通勤をですね、改める方向でどうだろうかというようなことで、職員組合とも協議の中でも話は出てきております。そういうところから、まほろば号の利用でありますとか、自分で徒歩または自転車等ですね、健康的な通勤方法で何かお互い考えようということで、現在テーブルの中でですね、いろいろ協議を行っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） では、1項目最後になりますけども、こういった情報不足がですね、特に市内の国民健康保険の被保険者の方の最終的な保険料の増額につながらないよう、でき得る限りの方法をもって周知を行っていただくこと、それから市役所内においては、この保健指導が新たな職員の方のストレスにならないような環境づくりを行っていただくように要望いたしまして、1項目めの質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 先ほど課長が答弁しました来年からの特定健診の実施時期を早める

ことにつきましては、早目早目に受診できますように、実施時期を前倒しに実施してまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（不老光幸議員） 2項目め。

総務部長。

○総務部長（石橋正直） ご質問の市内在住の外国人の方を対象とした生活実態調査等については、今日まで実施してきたことはございません。

現在、市内在住の外国人登録者は、平成20年7月末現在で、27カ国、約500人おられます。

市内8大学等に在籍しています大学・専門学校生は4月末現在で935人、小・中学校、高等学校まで合わせますと952名となっております。そのうち9割近くが中国と韓国からの留学生です。市内の私立大学では、提携関係のある海外の大学、語学学校等から留学するケースが増えており、今後もこの傾向は続くと思われま。

在住外国人支援につきましては、今のところ財団法人太宰府市国際交流協会との共催でボランティア団体ことだまの会に委託実施している外国人のためのほんご教室やごみの出し方、市内の公共施設・病院の地図を作成し、外国人登録時における各窓口での配布などを行っていますが、チラシなどは最新情報に更新する作業に至っていないのが現状です。

現在、ボランティアや留学生の協力を仰ぎながら、在住外国人に必要な情報に絞った生活べんり帳の中国語、英語、韓国語版の作成に取りかかっているところでございます。

また、市役所での外国人を対象とした相談窓口については、特に設けておりません。各担当部署での対応となり、その際日本語でのやりとりが難しい場合には、外国語のできる職員や国際交流員、国際交流協会の登録ボランティアなどで対応しているのが現状です。

なお、生活支援に関する窓口としては、福祉課が相談を受けることになっております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。今、生活べんり帳の作成、3カ国語で行われているという事なんですが、その中にですね、例えば区の仕組み、隣組とか区の仕組みですね、それから防災の心構え、そして納税とか教育について、あるいはごみの分別法、そして太宰府市内にある国際交流協会の事務局ですとか、あるいはことだまの会の紹介、こういったところがやはり相談の窓口になる可能性が非常に高いんですけれども、それから各言語に対応できる医療機関、そしてそういったことをですね、今つくられる内容の中に盛り込んだ上で、市だけしか、個人情報保護法の関係があって、その実際の住所とかわからないわけなんです、こういった方々にですね、生活べんり帳の送付というのは考えることはできないでしょうか。

先ほどおっしゃったように、対応言語としては、とりあえず中国語、韓国語、英語で構わないと思いますし、一たんこういった生活べんり帳ができればですね、今後外国人登録が行われるときに、その方にできるだけ対応する言語の生活べんり帳をお渡しすると。窓口でお渡しする、そういったふうな仕組みづくりはできないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 生活べんり帳に今取りかかっておりますけども、これができた折には、今提案がございましたことも含めまして調整していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） その生活べんり帳ができるまでにどれぐらいかかるかというのはちょっとわからないんですが、これは朝日新聞の記事なんですけども、この記事の中にはもう既に磐田市とかですね、複数の自治体でこういったことを実施されている自治体があります。皆さんのお手元にお配りいたしましたこの資料は、春日井市というところが実施した外国人の生活実態調査の結果なんですけれども、これはごらんになっておわかりになるように、日本の生活で何が一番不安なのかということで、一番不安なのはやはり言葉であると。そして2番目に、地震や火事が非常に不安であるということが出ています。

そのほかにも、この4番目の項目のところ、毎日の生活でどんな情報が欲しいですか、これは日本の法律、やはり法律が違いますから、その法律を犯さないためにも、やはり日本の法律は一定知っておく必要があると。それから、保健や医療、先ほど申しあげましたように、対応できる医療機関などがわからないから、なかなか行けないし行っても何を言っているかわからないということ、それからごみ出しなどの日常生活のルール、これもわからないというふうにおっしゃっておられて、こういった情報が欲しいというふうに、今この結果は出ているんですね。

私は、やはり日本に住んである外国の方というのは、ほとんど皆さん同じような悩みをお持ちなのではないかと思えます。ここにはちょっとないんですけれども、一番必要な支援としては、相談支援窓口の開設というふうにこのアンケート結果の中では出ています。先ほど申しあげましたように、同じような悩みを持っている市内在住の外国人の方のためにですね、まずできることからやる。例えば福岡市では、太宰府市内にもたくさん留学生いらっしゃるんですけども、ボランティアで小・中学校に行って通訳をやってもいいよとおっしゃる方をリストアップされています。そして、教育委員会からの要請に応じて、学校に行かれて通訳をして、子供たちができるだけ修学上問題がないような形で支援をされています。

先ほど申しあげましたように、太宰府市内にも留学生は数多くいらっしゃいますし、今現在ですね、太宰府市内にあるこういったことだまの会、国際交流協会、こういった資源を生かしてですね、今申しあげましたような大きな悩み、これをできるところからだけでも、少しずつでも早く対応して、解決できるというようなことはあると思いますが、部長は、具体的に今すぐできる支援として何をお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 現在、国際交流協会ではですね、日本での生活環境になれていただく、言葉にもなれてもらうというようなことを趣旨としまして、留学生から希望をとりましてホームステイを実施いたしております。

ただ、このホームステイの募集をいたしましても、なかなか留学生の中でホームステイを希望する方が少ないというような現状がございまして、こういう事業をですね、やはり継続的に広めていくのがまず最初ではないかというふうで、考えておりまして、国際交流協会の会員の登録という形を今しておりますけども、会費の納入を免除している関係でですね、なかなか身近なものとなっていない現実がございまして、平成21年度に向けてはですね、会費を取ることによって自覚していただいて、数を増やしていきたいというふうで考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） そういった国際交流のですね、ホームステイとかも大切な一つの要素ではあると思いますが、私が申し上げているのは、留学生というのは長くて4年ぐらい、基本的にいらっしゃるわけで、そうではなくて、もう既に太宰府に根をおろして生活をしようとしておられる方、結婚して太宰府に移住してこられた方、こういった方々への支援が私はやはり必要なのではないかとこのように思っています。

先ほどおっしゃいましたように、多言語によります市内の施設案内、これ地図はもう既に完成していますよね。おっしゃったように、最新の情報に更新されていないという問題はあるというふうにおっしゃいましたけれども、若干これを手直しすればですね、この地図、今でも在庫こんなにたくさんあるわけなんです、それをね、活用する、それを市役所のやっぱり市民課の窓口においておいて、登録に来られた方に速やかにその場で配る。こういったことは私はすぐに対応ができるのではないかと思いますし、同時に、これは前から言っていますけども、市役所の庁舎案内図ですね、1階に何があります、2階に何があります、こういったことをですね、3カ国語ぐらいできちんと説明書をつくって、それも市民課の窓口なり何なり、受付に置いておいて、外国の方が見えたら、それをお渡しする。こういったことはね、やろうと思えば、本当に手間も時間も費用もかけずにね、やることができるとは思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 費用の面もありますが、できることから取り組んでいきたいというふうで考えます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 最後に、ちょっと市長に、お考えをお伺いしたいんですけども、先ほどから名前が出ていますことだまの会なんです、ここは市長が理事長でいらっしゃる国際交流協会から年間20万円の補助金、それから国際交流団体活動支援金として5万円受け取っておられます。

毎週月曜日、1時から4時まで日本語教室を開催して、現在13カ国135名の外国人の方が登録されています。毎回、20名から40名の方が参加されていますから、年間1,000名以上の方が延べ数にしてこの日本語教室に通っていらっしゃるわけですが、日本語を教えるボランティアの方が13名、託児を手伝ってくれる学生ボランティアが3名、日本語を教える方はすべてです。

ね、皆さん自費で400時間の講習を受けた資格を持った方々なんです。以前は別の日に夜間の教室も開催をされていたわけですが、その補助金の母体である国際交流協会への市からの補助金が減額されたために、ことだまの会への補助金も減額になって、結果的には夜間教室を閉鎖せざるを得ないような状況になって、現在に至っています。

ことだまの会が行っているのは、先ほどおっしゃったようにですね、単に日本語を教えるだけではなくて、悩みの相談を受けたり、あるいは公共機関などへ紹介したり、疾患時には病院を紹介して連れていって通訳を行ったり、先ほど私が申し上げました外国人の方の悩みですね、これに一番対応できる活動をされていると私は思っています。

私は、これは以前も申し上げたんですけども、この活動内容というのはですね、本来行政が受け持つ部分もあるのではないかとことです。事実、春日市や大野城市では、ことだまの会と同じような活動をされていて、これが市の委託事業として日本語学校が開催されています。

以上のことを踏まえて市長にお伺いいたしますけれども、太宰府市でも、この事業をですね、市の事業として実施することはできないのか。また、市民との協働という視点も含めてですね、年間活動費、わずか25万円、そして1,000名以上の日本語学校の学生たちの受講数というこの費用対効果をどのように考えられるかということです。

なぜ市の事業であることが必要かといいますと、外郭団体の経営状況に応じて補助金額が増減してしまう、こういった不安定な立場では活動自体に非常に今大きな影響が出てきています。また、現実的にも、本市にもここで数年非常な数が増えてきていまして、これは平成19年度決算の資料ですが、平成19年度末で435名、そして先ほどおっしゃったように、現在で、現段階で約500名、この半年の間にもう既に70名近い方が引っ越してこられているわけですね。住民登録されているわけです。このように、非常に外国人の方が今急増しているという現状を踏まえて、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この日本語教室のことだまの会等については、これは私が総務部長をしておりましたときに、初めは、経緯ご存じだろうと思いますが、春日市とか、ほかの市で行われており、直で行っておったというような分がございます。そして、よその自治体と違いますのは、国際交流協会が平成4年から平成2年、平成3年から、早い時期から機能しておるというふうなこと、行政が直で行うこと、あるいは支援していくというふうなこと、国際交流協会がしっかりしておりますので、そこにある段階から移したというようなことがございます。

そして、そこに市として支援することによって、その中から、その全体のももとの基金そのものは市のほうの支援でしておりますので、その中から、日本語教室であるとか、あるいは日常生活に必要な、例えばごみ出しのあり方がありますとか、べんり帳的なものもすべてわかるように、生活して、私どもと、何ひとつ不自由しないような形の中で行うような、そういった支援、まずもって言葉だろうと思いますから、言葉の支援というふうなものは大事だとい

うふうなことで、太宰府の方がむしろ少なかったと思うんですよ。久留米市であるとか、福岡市であるとか、春日市であるとか、そういった方々が、今でもそうですけど来られておると。そういった部分を市として担ってきたというような部分がございます。

その後、春日市であるとか近隣の中でも行われておるようですけども、そういった段階を踏んでおるといようなことについてご理解いただきたい。決して、今国際交流協会の方からの補助金というような形で、市のほうが側面からといいましようかね、中央に出ていない、主体性がないんじゃないかというふうなことではないというふうなことについて、ご理解をいただいております。

繰り返しますけれども、市が直接する分野、したほうがいい分野と、側面からの支援というふうな形のほうがいい分野がありますので、今は後者をとっておるといようなことでございます。

それで、可能な限り、私は500人からの留学生あるいはここに生活の本拠地を持って住まれている方々が大勢いらっしゃるわけですから、その方々は、市民と同様の考え方に基づいてサービスを提供していくということについては当然だというふうに思っております。

部長のほうで回答しましたように、市民べんり帳等につきましても、ボランティアであるとかいろいろ学生の部分に協力願いながら、翻訳を含めて行っておる。

それから、標識等々についても、市内には、庁舎内もそうですけれども、英語、韓国語、中国語を基本とした形の中で、今後の観光的な標識、市内の案内板等についても、その方向で考えております。

サイン計画等についても、統一して、市の特性でございます中国、韓国等々を視野に入れた形の中で、徹底を図っていききたいと、サービスの向上に努めていききたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 市長のお考えは確かにそのとおりで、そういった経過を今まで経てきているんですけれども、先ほど申し上げたように、在住外国人の方の数というのは物すごい勢いで急増している。今年1年間で恐らく100名以上増えると思いますし、来年度以降もそのペースで増えていく可能性があるわけですね。それに対して、その補助金というのは25万円、それに対する対応しているボランティアが13名、その方たちが25万円の中で、すべて教材からコピーから何からすべて自分たちで行ってらっしゃるわけなんですけど、やはりこれからですね、外国人の方が増えていく中で、25万円の中でやっぱりやっていくというのは、実質にだんだんそぐわなくなってくると思います。

しかし、外郭団体である国際交流協会自体がやはり経営的に非常に厳しい状況になってくる可能性もありますから、そうすると、その活動自体がやっぱり影響が私には出てくるのではないかと思います。したがって、いつかその見直しの時点がまたやってくるのではないかと。それには、やはり先ほど申し上げたように、外国人の方の生活実態をですね、市がやはりきちんと把

握しておく必要がある。しかも、人数が少ないうちにやはりやっておく必要がある。

先ほど春日井市を見せましたけども、これはあくまで春日井市の生活実態であって、太宰府市とはやはり異なってくるところもあると思いますから、ぜひですね、市のほうももう少し主体的に本腰入れてですね、今のうちに、犯罪ですとかそういった近隣トラブルが起きないうちに、前向きに対応していただくことを要望いたしまして、2項目め、質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしております1件について質問いたします。

近年、本市では景観を重視したまちづくりに取り組んでおり、先日、景観まちづくりフォーラムにおいて、市長の熱い思いを聞かせていただきました。これからのまちづくりに大きな期待を寄せるものです。

さて、このまちづくりに大きく影響する都市計画区域について、今回質問させていただきます。

都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域の2区域があります。都市計画法第7条によれば、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができるとされております。

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域として基本的に開発行為は制限されています。

そこで、市街化調整区域について質問します。

まず1点目は、本市の市街化調整区域の開発行為の取り扱いはどうなっているのか。

2点目は、市街化調整区域における建設行為の制限と一定規模の許可はどうなっているか、お伺いいたします。

3点目は、本市の市街化調整区域内に資材置き場が何カ所あるのか。

次に4点目は、市街化調整区域における資材置き場を設置する場合の申請について、景観づくりも含め、必要な基準などについてお伺いいたします。

5点、6点目は、平成19年の9月の定例会で一般質問しました青山三丁目の造成工事についてであります。

道路工事施工承認申請書の工事期限は、本年の3月31日までに予定どおり行われ、工事完了届は提出されたのか。また、その後の状況と、その後の動向、今後の対策と業者への対応はどうか、質問いたします。

最後になりましたが、7点目は、高雄地区の市街化調整区域の青山三丁目3919-23に、8月25日付で、件名は樹木伐採・伐根のお知らせで、回覧の内容は次のとおりです。伐採する箇所と作業の内容、樹木の伐採・抜根及び測量、作業期間、8月29日から、それと問い合わせ先の

記載された回覧でした。

また、この回覧が回ってきたときには、既に作業は開始されていました。土地所有者から、周辺の地域住民に迷惑がかからないように、伐採・抜根に伴う工事車両立ち入り、騒音等の理解とご協力の回覧だけで、木々を伐採して何ができるのか、説明がありません。市のほうに何らかの届けが出ているかと思しますので、説明をお願いいたします。

以上、市長の景観に対する考えを述べていただきまして、都市計画課に関する1項目、7点について、答弁をよろしくをお願いいたします。再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 都市計画地域内におけますところの市街化調整区域について、ご質問でございます。回答申し上げたいと思います。

太宰府市では、まとまりのある都市として総合的に整備、開発及び保全を図りますために、市域総面積2,961haの約76.1%に当たります2,273haを都市計画区域に決定をし、このうち52.5%の約1,182haを市街化区域といたしまして、残り47.5%、1,071haが市街化調整区域でございます。

この市街化調整区域内には、特別史跡でございます大宰府跡を初めといたします史跡地が453haも含まれております。

1点目から7点目までの詳細につきましては、後ほど担当部長から答弁をさせますけれども、7点目の樹木の伐採について景観を含めた考え方でございますけれども、緑を保全するあるいは創造するということは景観の面あるいは環境の面からも重要であると、このように認識いたしております。

と申しましても、周辺住民の良好な生活環境の確保と、それからもう一方では個人の財産の私的権利の行使という、行政といたしましてはいずれも尊重しなければならないというような立場にもございます。

今後、景観まちづくりのルールづくりの中で、緑については、どう守っていくのか、あるいはどう創造していくのかなど、市民の皆さんはもちろんのことでございますが、事業者、あるいは各種団体、あるいは関係機関のご意見を聞かせていただきながら、太宰府市の景観づくりを進めていくと、ルールづくりと一緒にやっていくというふうな基本でございます。そういう基本的な考え方を持っております。

詳細については、担当部長のほうから回答させます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 都市計画に関します項目が、7項目ご質問がされております。順次お答えをいたします。

第1点目の市街化調整区域における開発行為についてでございますが、これにつきましては都市計画法に定められております。都市計画法第4条第12項により、「開発行為とは、主として建築物の建築または特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質を変更するこ

と」というふうに定義をされております。開発行為は、いわゆる建築物を建てるということが前提であるというふうになっておるといのが基本でございます。

これにより、市街化を抑制する区域である市街化調整区域内の開発行為は原則禁止されておりました。同法第34条の各項のいずれかに該当する開発行為でなければできないというふうに定められているところでございます。

2点目の建築行為の制限と一定規模の許可についてでございますが、これにつきましても、同様に都市計画法の43条により原則として禁止されております。ただし、開発許可が必要でないものもありまして、それにつきましては建築ができるというふうになっております。例えば農家住宅ですね、それからそのうち、それとまた許可可能ないわゆる農家の分家といいますかね、表現では分家住宅というふうにされておりますが、そういうふうな建築物は例外というふうにされておるところでございます。

次に、3点目の資材置き場の設置数、太宰府市内に資材置き場がどれだけあるかというところでございます。特に、調整区域の中でのということになるかと思っております。

資材置き場は、資材、容器、機械、器具、土砂その他これらに類する所有物などを一時保管、貯蔵するような施設のことを資材置き場というふうにされております。市内には、いわゆる空き地ですね、これを現実に今言いましたようなものを一時的に保管して、現実に資材置き場というようなことで使用されているとか、また工事に伴いまして短期間そういう目的で使われているとかというようなことで、規模・設置期間、それぞれいろんな形での現実に資材置き場的に使ってあるという部分が市街化区域、調整区域問わずにそれぞれにございます。

また、資材置き場を設置するというふうなときには、市街化区域、調整区域のいずれに、どちらの区域の中に設置をするというふうなことにいたしましても、先ほど言いましたように、建築物、建物ですね、建物が伴わないというようなことに資材置き場と限定するならばというふうなことになりますので、都市計画法上の届け出または申請等については規制がございません。

ただ、農地ですね、田畑、これにつきましては、他の法律、農地法によりまして農地以外に利用するというようなことが出てきますと、転用、農地以外への転用の許可、これに伴います許可申請あるいは届け出というのが必要というふうになっておりますし、森林ですね、森林、これにつきましては、森林法、そういった関係の法律の中で伐採を伴うというふうなことになってきますと伐採届というものが必要というふうにされております。

こういったものの中での件数を見ても、利用目的、資材置き場というふうなことで届けがあったものにつきましては、過去、平成18年、平成19年度、2カ年にわたって確認をいたしましたところ、平成18年度に伐採によるもので資材置き場とするという届けがあったものが1件、平成19年度には、農地転用に係るものですね、農地を転用して資材置き場にしたいというものが1件、合わせて2件というふうになっておるところでございます。

先ほど言いましたような状況がございまして、現実に届け出とかそういったものがなくて、

資材置き場というふうに関実に使ってあるというふうなこともございまして、今申しました届け出、2カ年の届け出に限ってのそれ以外の把握というのは現実に現在できていないと、把握が難しいというふうな現状になっております。

4点目の資材置き場の基準、設置の基準というふうなことでございますが、先ほど言いましたように、資材置き場の定義というのは先ほど申しましたところでございますが、設置場所、規模、また置くものにもよりますが、現在、太宰府市におきましては、これらにつきましては一定のルールというふうなものは特に定めておるというふうなことでございせん。

先ほど市長が回答いたしましたとおり、今後、定めていきます景観まちづくり、これらのルールの中で一定のルールというものを設置していくと、定めていくというふうなことは当然出てくると、景観の町を守っていくというふうな意味からですね、これは当然必要であると考えておりますので、今後そういうふうなことから進めてまいりたいというふうな事項になると考えております。

5点目の青山三丁目の造成工事に伴います工事道路施工承認申請の状況についてということでございますが、この造成工事につきましては、本年の3月31日ということを期限を切っております。そういう状況でございましたが、現実的に期限内に完了をしております。そういうことから、早急に完了をするようにということで指示をいたしまして、5月上旬に道路形態の復元、のり面の整形等の工事が終了いたしました。そういうことから、その届け出を受けまして、検査を私どものほうで行ったというふうなところになっております。

6点目の同じく青山三丁目、先ほどの関係の造成工事についての場所でございますが、この現在の状況と動向及び今後の対策、これらにつきましてはでございますが、この部分につきましては、県のほうで今現在その造成工事を行っているもの、また所有者に対して指導が行われているという状況になっております。県のほうに確認をいたしましたところ、現地に建築物があるということから、先ほど申しました建築物が伴っているというふうなこと、開発行為、このようなものにそういうことからいきますとかかってくるというふうなこと、届け出事項と異なっている内容があるというふうなことから、監督官庁、県になりますが、福岡県の都市計画課、また那珂土木事務所建築指導課の合同で現地の調査、先ほど言いました所有者、工事施工者に事実確認を行い、現在それらにつきましては是正勧告を行うなど、使用停止命令等の行政処分を視野に入れた指導を行っているというふうなことで、県のほうの状況を確認をいたしておるところでございます。

7点目の青山三丁目、番地、これ特定されておりますが、3919番地の23の樹木の伐採、これらについてということでございますが、これにつきましては、先ほど議員さんご質問の中でございましたとおり、所有者のほうから、周辺の地域に回覧といたしまして、お知らせを配布されておるとございせん。

これによりますと、伐採を8月29日に行いますということで、8月25日付でそういうふうに関先ほどおっしゃったとおりの回覧が出ておるというものを私どももその回覧のコピーを確認を

いたしてはおります。そういうふうな状況で、ここにつきましては、地目が原野となっておりまして、広さは1,655㎡というふうに土地の台帳では確認ができております。

この部分についての伐採を行うと。内容につきましては、状況につきましては、この部分につきましては、この伐採後についてですが、個人の財産の今後の利用ということで届け出が送られております内容につきましては、個人情報にもかかわりますので、その届け出書の内容につきましては申し上げをちょっとご了解いただきたいと思いますと思っております。そういうふうな状況を今の伐採のところについては確認をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございました。

まず、第1点目の回答いただいたんですけども、この開発行為の取り扱いについて、本市での開発行為として判断された場合に、開発許可が必要になるとは思いますけれども、そのときの許可はどちらのほうで許可をされるのでしょうか。開発許可の。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） これらにつきましては許可につきましては、書類は市のほうに出されます。この書類を私どものほうから県のほうに進達すると、事務的にはですね、そういうふうなことから、現実的な許可、それらについての実際上の事務的なもの、それらの処理については県のほうで行われるというふうな状況になっております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そしたら、その開発行為が行われた場合に、その行為を判断されるのはどこがされるのでしょうか。どういうふうな経路で判断をされて、県のほうに届けられるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 先ほど青山三丁目のほうでお話し申し上げました。県のほうが現在調査をしようというふうな話をいたしました。この部分につきましては、許可を県が行う権限を持っております。そういうふうなことから、許可権限を持っています県のほうが、その指導等についてやっていくと。この状況については、市のほうもですね、県のほうと協力しながら、状況について連絡とりながらしていくということは行っておりますけれども、現実的にそれにつきましては県が行っていくということになります。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 結局、住民の通報や市の職員の方が現地に調査に行かれて、県に届けられるというシステムになっているということですね。その開発行為を見られた場合は。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 現実には開発行為が行われているというようなこと、これは届け出に送ったものであれば、これは当然何も問題ないということですが、今のようなことで、もし届

け出と違う内容とか、届け出以外、無届けというようなことでの部分というふうになりますと、今お話がありましたように、通報、また市の職員が確認をした、その段階で県のほうにその状況の確認をどうなのかというふうな問い合わせを行っていくと。それから、県のほうでしかるべき処理がされているというふうな手順になっております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そしたら、その開発許可を受けた土地に建築等の制限はありますか。今、もう一度、再度お答えください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 開発行為、いわゆる開発行為でございますが、これにつきましては、先ほど申しましたように、建築物、建物を建てるというようなことを行うときは開発行為という届け出が必要になってくるということでございますので、開発行為ということでの許可を受けておるものは建物が建てられるというふうな状況と考えていただいていると思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そしたら、その建築物とはどういうふうな建築物をいいますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 建築物はどの規模からかというふうなことになるかと思いますが、一般的に建築物と申しますのは、建築確認、そういうふうなことからいきますと、10㎡以上、規模的にはですね、そういうようなものは建築物というふうに判断するという事になっております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 先ほど言われましたけど、青山三丁目の造成工事の件で、私も、この件について市の都市計画課のほうに建築物はどういったものを建築物ということかということ聞きに行きました。そしたら、市の職員さんのほうから、建築、その10㎡の建築物は基礎がないものだったら建築物にはならないというお答えでしたので、私は市の行政の職員の方の言葉を信じて、ちょっと何日間かしましたけれども、よく調べて県のほうの都市計画課のほうに行って、ちょっと私のほうも勉強させていただきましたら、基礎があるなしにかかわらず、10㎡の建物は全部違反ということで確認をとりましたので、そここのところの市の行政の職員さんの受け答え方について、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 建築物の種類、その定義というふうなことになるかと思いますが、先ほど10㎡以上ということ、それから基礎の有無でございますが、通常基礎、この基礎は例えばそこにあります建物、物件、これらのものが単にそこに置かれてあるというようなこと、それが移動が可能であると、移動するのに可能な置き方である。それを固定をしているも

のではない。例えば基礎をコンクリで固めた基礎に取りつけてあるとかですね、10㎡前後の建物である、それからまた、ブロックを置きまして、それにもうアンカー等とかで固定をしていると。日常的に動かすというようなことが判断できない。明らかに固定をされている状況というようなことが、基礎については私どもはそういうふうに、先日も県のほうと話しましたときにそういうふうなことで話をしております。

基礎については、基礎をどういうふうに見るかということだろうと思いますが、例えば基礎がなくても、10㎡以上、明らかに20㎡、30㎡、プレハブとか大きなものを持ってきておると。だから、これは基礎がないから、これは建築物じゃないんだということにつながるのかというと、それはやはりそうではないと、その状況に応じてやはり判断がされているというふうなものじゃないかと考えております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） その建築物においては、違反というんですかね、市のほうに聞けば、そういうふうに10㎡で、コンテナとかですね、プレハブとかユニットハウスとか、そういうようなものは入らないという言葉でしたので、その確認をもう一度職員の方のほうにきちんとした説明をしていただくように、今後よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、3点目の市街化調整区域に資材置き場が何カ所あるかという問題ですけれども、先ほど部長のほうから、平成18年度は1件で平成19年度は1件、その平成19年度の1件も農地に対するの違反建築、資材置き場ということになっておりますけれども、先ほど青山三丁目の造成工事の分については、資材置き場等は入れられてないのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 先ほど申しました平成18年、平成19年、伐採に伴うもの、また農地転用に伴うものの資材置き場という分の届け出の分ですが、これはあくまでも届け出がされておるものということですので、無届けとか、違法とか、そういうものではありません。これは法の手続に従って届けがされているものということですので、確認をさせていただきます。

また、先ほどの平成18年度の1件の分については、この分が含まれているのかということですが、この部分が今言いました1件中、件数の中にこれは入っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 次の4点目の市街化調整区域における資材置き場を設定する場合に必要な基準と申しますか、そういうふうなものはまだ太宰府市のほうでは一定のルールは定めてないけれども、今後、地域まちづくりの中でしていかれるということですが、市街化調整区域における資材置き場は、どういったものをルールとしてこんな基準でしていきますというふうなルールとしては考えられておられないということですよ。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 先ほど市長も申しました、私も市長の回答とあわせてお話ししまし

たとおり、今、景観まちづくり、景観のまちづくりを進めております。また、今後条例を制定していく、またそれに伴いまして規則、具体的なものもつくっていくということになっていくかと思っております。それにあわせて、そういった中で、まちづくりの中でやはり地域の住みよい町をつくっていくということの中で、それらの開発とか、そういうことは非常に大きなかわりを持ってきております。

だから、それにつきまして、今お話がありました資材置き場、これは資材置き場に限らずですね、例えば駐車場とかそういうふうなこと、空き地、今言われます伐採を伴いまして、その後利用するというふうなこと、それから農地もそうですけれども、それからまた現在空き地となっているものをそういうふうに資材置き場に転用するとかということも含めてということになる、なるうかとも思いますけれども、それらにつきまして一定のルールをつくっていく必要がある。

今現在、じゃあどういふふうな、具体的に何が考えられるかというようなことですが、それにつきましては、例えば一定の広さ以上は届けてくださいとか、それからまた資材置き場にする場合につきましては、舗装はこういうふうにしてくださいとか、そういうふうな部分が考えられるんじゃないかと思いますが、まだ具体的にですね、そのあたりまで煮詰めておりませんので、こういう項目、こういう項目を定める予定にしておりますということにつきましては、現時点では具体的にはございません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今の部長のお答で、ぜひそういうふうなルール、基礎、基準というものを定めていただきたいと思っております。

本来ならばですね、資材置き場というのは、周辺が住宅でないところに迷惑にならないというんですかね、そういうふうなところの土地が最適だと私は考えます。景観や環境面で規制を求める声も今聞いておりますので、ぜひ今部長がおっしゃいましたように、基準というものをまた明白に出していただきたいなと思っております。

ほかの市においては、この市街化調整区域の資材置き場を設定する場合には、適正な土地利用の調整に関する条例を制定されております。景観やですね、環境面で周囲に配慮したルールづくりというものが必要だということで、条例が定められました。

なぜこのような制定をされたのかというのは、木材とかコンクリートブロックなどの建築物、建築資材や道具が積まれたり、中には事務所までつくられたりして、先ほど確認したように、10㎡以上のものは建築物として設置してはいけないのに、気がつかないうちにつくってしまわれて、結局県のほうからも指導に行かれたときにはもう既に建っていたということやですね、雑然とした景観で、ほこりや騒音など環境にも悪影響があるなど、対策として豊かな実りと将来に継承するためにつくられたそうですけれども、本市においてもですね、こういうふうな資材置き場では、ほかの資材置き場ではなくてもですね、こういうふうな条例をですね、ぜひ

つくっていただいて、市長の承認の申請が必要となるというような基準を定めていただければ、少しでもトラブルとかそういうふうなものが、違反行為もなくなってくるのではないかと考えておりますので、そのところをよろしく願いいたします。

それと、市内においてですね、そういうふうな開発行為があった場合には、担当の職員の方が現場に行かれたりされると思いますが、本当にこういうふうな問題について職員の方は頭を抱えられていると私は思っております。

そういうふうなことも含め、想定していただいてですね、指導もやりやすくなります、行政の職員さんの指導もやりやすくなると思っておりますので、こういうふうな基準を定めてもらって、ぜひ検討をお願いしたいと思っております。

次の5点目ですけれども、道路工事施工申請書の3月31日をもって工事完了届は出されたのかということをお聞きいたしました。今、部長のほうからも、5月の終わりぐらいに結局延期ということになったと思っておりますけれども、きちんとした終了というのが、きちんと届けがもう出されたということでしょうか。そこ、もう一度済ませません。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 先ほど申し上げましたように、工事の完了の届けがございました。

それに伴いまして、私どものほうから現地の確認をいたしまして、検査を終了しているというふうなことで届け出、それらにつきましての手續が終了しているということでございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） その道路工事施工申請書の中に、太宰府市及び教育委員会の民間業者の申請書どおりにこの境界にある里道を最大11.4m切り下げることや、市有地、太宰府東中学校の用地の土砂8,000m³を無償で提供されたということで、私、9月の一般質問で言いましたけれども、どれぐらい程度掘り下げられて、金額としてはどれぐらいなのかをちょっと説明していただけたらと思っております。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） この現場に隣接をいたしまして、今ご質問の中にございました里道ですね、それから太宰府東中学校の敷地が隣接をいたしておりまして、そういうふうなことから、工事に伴いまして、それらにつきまして、その場所についても土砂の掘削をしたいということでのお願いが出ておりました。そういうことで、工事に伴いまして、市のほうも将来的なことを判断いたしまして、それに許可をいたしております。

当初許可いたしました部分の工事の内容から、その後変更がされまして大幅な変更になっております。当初の先ほど議員さんご指摘の今年の9月の議会のときでも、約8,000m³というお話がございましたが、10分の1程度に工事の内容、市にかかわるものですね、市にかかわるものについては10分の1程度の掘削になっておりました。

そういうふうなことから、約800m³というふうなことでございますので、この量を金額的にということですが、これはその部分を金額に換算するということになりますと、これを例

えば土砂として販売をするとしたらどうなのかということで見えていくということになるかと思いますが、これは実際ここで掘削しました土砂を販売したということではないというふうにも聞いておりますので、金額的なものでしますと、ちょっと誤解が生じるかも知れませんが、もし今の部分で金額的ということで、あえて出しますと、今の市価でいきますと、土砂をまさ土を販売したとしてですね、例えばその現場、搬出先のところから現場に持っていったと、トラック等で持っていったと、そういう搬出の分の費用も含めていきますと、1 m³当たり大体今市価でいきますと1,200円程度というふう聞いておりますので、その部分が出てこうかと思いますが、今言いましたように、この部分は販売とかそういうふうなことは許可したわけではございませんし、そこで現場で処理をしているというふうなことではございますので、販売ということにはどうもなっていないというふうなことではございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そこを10分の1で終わったということですので、とはいえ、結局無償で土砂を提供するということに対して、そこは市の土地を勝手に、1であろうと800 m³であろうと8,000 m³であろうとですね、それを無償であげるということについてはですね、私はそのところがおかしいのではないかと思います。

そういうふうなその申請、施工承認書の中にですね、結局お金ではしませんけれども、昨日、中林議員のほうからも、里道の雨による土砂流出の部分で、安全面のことを言われましたけれども、本当に中学校のほうに土砂が流れて、この豪雨のために流れていった場合に、そちらのほうにブロックをついていただくとか、そういうふうなことをやっぱり約束としてしていくべきではなかったのかということをごをここで私は言いたいと思っております。

それとですね、造成工事の件なんですけれども、10月27日に業者との話し合いが初めてあったときにも、質問がありましたけれども、雨水の問題、水利の問題、住宅側にある調整池の問題、特にですね、あの調整池に土砂と雨水が流れていって、この調整池は大きな木が繁ってですね、覆ってですね、調整池の機能は果たしておりません。昨日も中林議員さんのほうからも言われてましたけれど、調整池の本当に整備を当たられますようお願いしたいと思っております。

話はちょっと飛びましたけれども、先ほどの約束の期限を守れなかったということではですね、やっぱりその施工業者は法律や条例等を遵守すべきだったのではないかと私は思っております。太宰府の指名業者であるということも頭に入れていただきまして、特に約束を守れなかったということをきちんと業者のほうには伝えていただきたかったなと思っております。

それと、こういうふうなものを、その青山の問題ばかりではなくてですね、結局指名入札参加資格の適切な入札基準の確保をしていただくこと、それをお願いします。

それと、太宰府の指名業者の全体にかかわることもあります。質の問題にもなってきますので、指導を含め、周辺住民に対して環境について配慮に努めていただくようお願いして、この5点目は終わりにさせていただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午後0時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 6点目の青山三丁目の造成工事のその後の状況と動向につきまして、再度質問させていただきますけれども、先ほど部長のほうからももう是正勧告が言い渡されているということなので、その分は省きたいと思っております。

都市計画法の29条の規定する許可を受けずに違法開発行為を行って、建築物を設置して資材置き場の事務所と倉庫を建てているということで、県のほうから是正勧告がされているということで、確認してよろしいのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 当該地につきましては、当初の申請とは異なる内容の工事を行っているというようなことから、県のほうの指導があったもの、具体的には、建築物を建てるというふうな申請はあつてないところになりますので、それにもかかわらず建築物を建てているということで、県のほうがそういうふうな指導を行っているということにつながっているということになります。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） そしたら、建築物をそれが違反ということで言われているのに、もしもそれをそのまましていたら、どういうふうな処分になるのか、お教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 県の是正のそういう指導、命令に従わない場合、最終的には、警察への告発、またそういう懲役、罰金というものが科せられるというふうになるというふう聞いております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） そしたら最後に、6点目の最後に、県的那珂土木事務所あるいは県の都市計画課から、今後どのようなですね、行政に対して指導をされているのか、そのところを教えてくださいませんか。

○議長（不老光幸議員） 市にですか、行政。

（1 番原田久美子議員「行政のほう」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 市に対して。

○1番（原田久美子議員） はい。こういうふうな罰則、意見陳述の弁明機会の付与の通知が来ているのではないかと思いますけれども、それを受け、市のほうは確認されたと思いますが、その件について、市に対してはどのような、県のほうからそれを含めてどのような指導があつて

いるのかを教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） これにつきましては、午前中も申し上げましたが、この分についての監督官庁は県になっております。許可そのものについては県が行う。ですから、現在、それに伴います指導、是正勧告、こういったものにつきましても、県が行っているということになります。

市のほうにつきましては、県のそういう状況について、地元でもありますので、県のほうからのそういういろんな状況について協力をしていると。例えばいろんな事情聴取をされるとか、するとか、そういうふうなときに会議室を提供するとかですね、そういうふうなこと、それから現状がどうなっているかというところの現況の把握あたりを県のほうからの依頼を受けて、そのときの現況をどういう状況かというのを確認をしているというふうなところになっております。

ですから、県のほうから指導とか、そういうふうなことではなくて、協力の要請を受けて、それによって私どももできる範囲で協力を行っているというふうな状況に現在のところなっております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） この分につきましては、施工業者のほうにも生活があると思いますので、仕事を運営していかなきゃいけないということもございます。しかしながら、住民のほうにも居住権もございますので、生活もしていかなければいけないということで、やはり行政のほう住民のために、法に対してですね、太宰府市がそういうふうなことで住民と業者との対立といいますか、そういうふうなことがないように協力をしていただいて、今後市街化調整区域にそういうふうなものが建てられる場合には、極力注意していただくようお願いしたいと思っております。

次、最後になりましたけれども、7点目でございますが、私先ほど冒頭でもお話ししましたように、8月23日の太宰府の景観づくり、まちづくりフォーラムのほうで、市長の本当に熱い思いを聞いた後のことでございますけれども、8月25日付で隣組長のほうにお知らせという回覧が回ってきました。この分の内容について、ちょっと二、三点、お聞きしたいと思っております。

作業期間が2月29日からということで、何日までというのは書いてなかったんですけど、それについては何日までというのはお聞きになってないのか、お聞きします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） この分につきましては、作業期間につきましては、年内の範囲で終わるといふふうなことで、把握といいましょうか、そういう状況だということは知っております。

具体的には、いつということでの何日で終わるといふ具体的なところまではわかりません。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） それでは、伐採についてですね、どうして伐採されるようになったのかも聞きになってられませんかね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 伐採を行うようになったことにつきましては、届け出、先ほど申しました届け出書、そういったものには、どういうこと、どういうことから伐採に至ったかというようなことは特にありませんので、私どものほうではわかりません。回覧に書かれている内容しかわかりませんけれども、それらにつきましては、どういう原因でこういうふうになったかというのは、私どもの建設経済部では把握はできません。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） わかりました。そしたらですね、その伐採された後の利用もわかっていないということですよ。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 伐採後の利用につきましては、午前中の回答の中でも申し上げましたが、個人の財産の利用についてということになりますので、そういう活用の目的ということについては届け書の中に伐採後の用途は書いてありますが、これにつきましては財産の利用というふうな個人の情報ということになりますので、申しわけございませんが、この場では申し上げることは難しからうというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そしたら、この分につきましてはわかり次第ですね、何ができるかというのは、青山三丁目の造成工事の隣の土地でございますので、あの辺に住まれている住民の方からの要望として、もしも何か動きがあったとき、何ができるかというのがわかった場合には、どういうふうなものができるかというのを説明ができるような状態でございましたら、連絡をお願いしたいと思っております。

それと、私のほうで景観まちづくりフォーラムのほうでも市長の熱い思いを聞いて、その景観づくりのまちづくりの団体になられたということで、5月1日付で景観行政団体になられたわけですけれども、その市街化調整区域の全体も関係がありますので、景観計画の区域とは、景観区域を定めた区域の環境、景観づくりなのかということをちょっと教えていただきたいんですけど、市長に。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 景観区域の範囲は全体でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 私も、その景観という字を見ますと、そのフォーラムの中でありましたけれども、「景」というのはやっぱり目で、目に見える眺めそのもので、「観」というのは見る人の印象や価値観ですということを書いてありましたので、それに基づいて、今、青山三

丁目現場の付近に市街化調整区域であることということを頭に入れていただいて、今現在住んでいる住民は玄関を出たら目の前は工事車両とか、騒音、砂ぼこり、雨の日は先ほども言いましたように土砂の流出が大変多くなっております。そして、台風が来た場合には、東面に位置していますので、台風の風の道ができると思います。恐らく今の伐採されているところも、なくなれば、恐らくあちらのほうの住宅のほうには風が直接当たるということは間違いございません。台風の進路となりますので、一極集中も危惧されますので、住民は住宅を購入する際に、そういうふうな場所には家を建てられてなかったのではないかと思います。そういうふうになるんだったら、あそこには住んでなかったと思います。緑豊かな町の場所でも、中学校が本当に裏面にありますので、中学生の悪影響にならないようにですね、また今まで被害がなかったからよかったけれども、今後被害を及ぼすということもあると思います。

そういうふうなことも、くれぐれも考えていただいて、地域の住民の日常生活に悪影響を及ぼすことがないようにですね、景観法どおりに景観計画区域を今市全体として考えていくということですので、良好な景観の形成のためにも、既成のルール、市民も協働させていただいていくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） ご質問を終わられたところで申しわけございません。

先ほど議員さんご質問の中で、利用目的がわかり次第、その内容を教えてほしいということでしたが、午前中お答えいたしましたとおり、私ども所管のほうの関係でいきますと、この状況からいきますと伐採ということになっております。調整区域ではございますが、これについての伐採についての届けというのにはありますが、いわゆる開発関係、これらについての届け出、規制、それにつきましては、伐採の関係だけでいきますと届けされたものは生きてきません。ですから、そういった手続関係での都市計画、建設関係、建設経済部、そのような関係では、そういうふうな届け出が出てまいりませんので、内容についての把握は私どものほうでは難しいというふうなことがございますので、確認でお答えさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、7番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の1項目について質問させていただきます。

第四次総合計画後期基本計画、福祉でまちづくりについての質問です。

総合計画の中には、乳幼児から高齢者まで市民一人一人が健康で生き生きとした暮らしを実感できるよう、健康、福祉、医療が一体となって、地域に視点を置いた、住民同士が支え合い生きがいを持てる福祉のまちづくりを推進しますとうたっております。

この3つの戦略プロジェクトの一つ、福祉でまちづくりも、あと残すところ2年7カ月、平

成23年3月をもちまして終了となりますが、各施策がどこまで実行され、市民への普及とともに、市民サービスとして定着し、喜ばれているのか、その現状と今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

ただし、このプロジェクトが広範囲にわたっておりますので、今回は5つの目標施策のうち、健康づくり、福祉の充実、高齢者支援の3点に絞り、お伺いさせていただきます。

さて、医療費増大に端を発し、高齢化社会への対策として、平成12年4月に介護保険制度が始まりました。また、将来を見据え、増え続ける高齢者対策として、75歳以上の方全員が加入しなければならない後期高齢者医療制度が今年4月から開始され、さらに高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診・保健指導が同時に始まりました。

これは、安心して老後を迎えるために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を防ぐことで、脳卒中や心筋梗塞などの生活習慣病を減らし、医療費削減につなげるのが目的ということであります。

こういった医療制度の改革に伴い、国民、市民への国民健康保険税の増額が強いられる結果となり、確定申告時には、全国各地の自治体で混乱を招きました。

医療費増大はいつまで続くのか、国民、市民は不安を抱きつつ生活していかなければなりません。高齢者の増加により、それを賄うための医療費の増税といった医療制度の改革で本市の平成19年度国民健康保険事業特別会計だけが5つの特別会計のうち赤字決算となってしまいました。

今後ますます拍車がかかる少子・高齢化現象に備え、財源不足を補う何らかの打開策はないのか、執行部におかれましても頭の痛いことだと拝察いたします。

生活習慣や食生活の改善指導も大切なことですが、年齢に応じた運動を心がけるよう、予防医学を視点に置いた軽スポーツの奨励策を行政みずから構築することが肝要かと思えます。生きがいを持って、ともに支え合い、健やかに安心して暮らせるまちを目指した福祉でまちづくりも、あと残すところ、わずかな期間しかありません。これまで実施されてきた施策や事業の費用対効果はどうだったのか。福祉でまちづくり推進プロジェクトの現状と今後の計画について、次の3点、質問させていただきます。

1点目は、健康づくりの推進として、健やかな暮らしを送るための具体的な活動支援の状況をお聞かせください。

2点目、福祉の充実として、各行政区における地域組織の活動内容の把握と育成及び支援の実態についてお尋ねいたします。

3点目は、高齢者の支援ですが、本市の高齢化率も19.9%になり、年々上昇しつつありますが、高齢者のための生きがいづくりとして、現在の施策とこれからの計画についてお聞かせください。

以上、1項目、3点につきましてご答弁をお願いいたします。再質問は自席にてさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 福祉でまちづくりについてご回答申し上げます。

第四次の総合計画の中で、重点的に取り組んでいきます主要課題として、3つの戦略プロジェクトを掲げまして、総合的にまちづくりを推進をしておるところでございます。

福祉でまちづくり推進プロジェクトといたしまして、生きがいを持ってともに支え合い、健やかに安心して暮らせる町を実現していきますためには、乳幼児から高齢者まで市民一人一人が健康で生き生きとした暮らしを実感できるように、福祉に視点を置いた支え合い、生きがいの持てるまちづくりを推進する必要があると、このように考えておるところでございます。

その一環といたしまして、協働のまちづくりをメインに、各行政区におけますところの市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会を開催し、地域コミュニティづくりを進めております。

ご質問の細目につきましては、担当部長より回答をさせたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目の健康づくりの推進、健やかな暮らしを送るための具体的な活動支援の状況について、ご回答を申し上げます。

成人におきましては、生活習慣病予防を中心とした健康づくりを推進いたしております。

事業としては、健康診査、がん検診、また病気に対する正しい知識と生活習慣病を予防するための実践方法などの講演会や学習会を行っております。

病気の予防意識、つまりみずからの健康づくりに向けた努力や健診についての理解に広がりをつくるのが、健康づくりを支援する最大の手だてと考えております。そのためにも、個人の責任での生活改善に終わるのではなく、行政からの健康づくりのための環境支援が肝要と思います。

健やかで明るく、活力のある生活を営むためには、生涯にわたっての健康づくりは最重要課題であります。そのためにも、ライフステージに対応した健康施策を充実し、生活の質が確保されて元気な老後を迎えることができるように支援してまいります。

次に、福祉の充実でございます。

地域福祉のまちづくりは、住民が主役として参加をし、住民が主体となることが重要であります。そのためには、地域の実態を把握する必要性がありましたことから、平成16年度には、小学校校区ごとに、地域福祉懇談会を実施したところでございます。

また、各行政区における地域組織及び活動の内容であります。社会福祉協議会では、小地域福祉ネットワーク活動として、各行政区を単位として、要支援要介護者を支援するための組織づくりをしております。民生委員、児童委員、福祉委員、健康推進委員、ひまわり会、長寿クラブ、婦人会、子ども会などがネットワーク化され、組織されております。

その中で、30行政区にありますひまわり会につきましては、一部名称が違うところもありま



すけれども、主な活動内容として、高齢者を支援するサロンの開設、高齢者と子ども会との交流、要援護者の要請による援護活動等、各行政区の状況により活動がなされております。

この活動については、市といたしましても、社会福祉協議会と連携をとりながら、今後も育成、支援をしていきたいと思っております。

最後に、高齢者支援につきましては、8月末現在の65歳以上人口は1万3,666人、高齢化率は20.1%に到達しており、超高齢社会を迎えようとしています。また、地域によっては40%を超えた行政区もございます。高齢者の方が住みなれた地域で参加する、区長さんや地域長寿クラブと協力した健康づくり介護予防教室の実施、老人憩いの場整備事業では、平成19年度までに17の行政区で完了いたしております。また、市とNPO法人との共催によるプラチナパソコン教室、福岡県との共催による福岡県ねりんピック地区大会などを開催し、文化、スポーツの振興に努めているところでございます。

また、太宰府市の特徴としましては、地域みずからが趣向を凝らしたソフト事業を展開をし、高齢者の支援を行っているところでございます。

今後の計画といたしましては、包括支援センターの充実、高齢者虐待など問題行動の適切な対応、そして各自治会の役員さんとの連携をより深め、ひとり暮らしの見守り等の地域づくりの実現に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。生活習慣病を防ぐために、いろんな講演会やら学習会を催されているみたいですが、今回ですね、福祉でまちづくりという大きなテーマの中で、私は高齢者を中心にした再質問になるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その中で、まず1点目ですが、健康づくり推進協議会というのがありますよね。各団体、例えば区長協議会や校長会、それから筑紫医師会、民生児童委員さん、健康推進員などの、こういった、まだほかにもいろんなメンバーの方いらっしゃいますが、15名の委員で構成されているようですが、この協議会の開催ですが、毎年何回ぐらい開催されているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 健康づくり推進協議会は、市民全体の健康づくりを審議していただく協議会でございます。内容は、健康づくりのための企画立案、調整、啓蒙啓発、広報といたしまして、協議会は年2回以上開催することと規定をいたしております。

今年度は、1回目を健康展について、またその協議会終了後に健康展の実行委員会を開催をしたところでございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 健康展、最近開催されたようですが、協議会そのものが年2回、ち

よっと私は少ないような気がいたします。健康づくりの推進ですから、協議会ですからね、やはり設置目的としましても、市民の健康づくり運動を積極的に推進することとうたっております。

もう少し協議会の回数を増やすなりして、もっともっと意見交換、こういったもので討論していただきまして、機能するような組織体にすべきだと思いますけれども、今後どのようになさっていくか、お考えをお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 健康づくり推進協議会の回数をもっと増やして意見交換などをやっていったらどうかというご提案でございますが、せんだっていきいき健康づくりセミナーというのがこの健康づくり推進協議会によりまして開催をされまして、そういった事業もされております。

それで、そういった事業に参加された皆さんが、各地域で受けられた講演の内容などを報告、お知らせをしながら地域の健康づくりを進めていくということにつながっていかうかとも思っております。できるだけ、そういった回数を増やす方向で検討してまいります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 内容もそうですけれども、回数を増やせばいいというもんじゃないんじゃないんですが、ひとつよろしく願いたいします。

この健康づくりは、生涯スポーツと非常に深いかかわりが出てくると思いますが、この協議会の構成メンバーの中にですね、体育指導委員といったスポーツに明るい、ノウハウを持った方、こういった体育関係の方も加えて今後活発なですね、健康づくり推進協議会にしていただきたいというふうをお願いをしておきます。

この健康づくりにつきましては、大変熱心な取り組みをされている自治体が非常に多いんですけども、古賀市ではホームページにですね、ホームページを通じて「目指せ健康名人」と題して健康名人の紹介がされており、たくさんの方が自分の健康法を披露されております。また、こういったやり方は、お年寄りが知人の紹介記事を開きたいためにパソコン操作を覚えたり、それからさらに市のホームページの掲載ということで行政との親近感が出て、一石三鳥の効果が上がっているのではないのでしょうか。

次の質問をさせていただきますけれども、では仮にですね、こういった健康づくりについての非常に先進的な取り組みをしている自治体があると仮定しまして、こういった場合に行政視察に行かれるのか、情報収集だけにとどまるのか、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 視察等につきましては、原則予算の関係で認められておりません。

I Tを活用した情報収集に努めてまいりたいと思っております。近年、I Tを活用した情報収集がかなりの部分で可能となっております。

しかしながら、文字情報等と実際に現場を見るのでは情報量が大きく異なる場所も理解で

きますけれども、先ほど申したような理由でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 予算の関係で認められてないと言われますと、何とこちらも質問していかわかりませんが、非常にですね、先進地がありましてね、この件に関してちょっと後で提案をさせていただきますけれども、次の質問に移ります。

健康づくりの実施組織は、太宰府市内に幾つあるのか、その辺が把握されているかどうか。

また、把握されていれば、その組織に対してどういった支援をなさっているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 健康づくりを推進していただく組織といたしまして、健康推進員と食生活改善推進員制度がございます。

健康推進員につきましては、2年間の任期の中で月1回の講習を受けていただきまして、地域での学習会や市民講演会等で健康づくりを広めていただいております。

次に、食生活改善推進員につきましては、栄養士により食生活改善の方法等を習得する講習会を毎月開催をし、調理実習を行っております。健康推進員と同様に学んだことを市民へ広く伝えるために、地域住民の要請に応じて調理実習などを行っていただいております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 健康づくりの推進の最後の質問になりますけれども、これは所管が保健センターですよね。保健センターの方の活動はよくやはり目に入りますし、よく頑張っているという印象を受けております。こういった活動ですけれども、部長からも説明ありましたが、生活習慣病をなくすための健康診断やら、それから講演会、学習会、こういったものよくなさっているようですね、行政区からですね、要請がある件数はどれぐらいなのか。例えば、出前講座みたいなですね、こういったものが何件ぐらいあるのかですね、年間。それから、保健センターが自主的に開催されている講習や講演、これが年間どれぐらいなさっているのか、最後に教えてください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 行政区からの要請でございますが、年間22カ所、参加者が608人でございます。内容は、メタボの予防、高血圧予防、糖尿病予防、転倒予防、健康体操、栄養改善などでございます。

自主的な開催でございますが、講演会が6回で参加者は約500人、講習会は56回を開催いたしまして、延べ参加者は約2,000人でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。

では、2点目のですね、福祉の充実の質問に入らせていただきますけれども、まず各行政区

における活動内容についてご答弁いただきましたけども、私の住む青葉台でもですね、地域の方々と高齢者の集い、これを年2回、それから同じくですね、ひとり暮らし、独居老人を囲む会というものを年2回開催しております。他の行政区でもいろいろですね、ひまわり会とかというものが母体になっていろいろなさっていると思うんですよね。こういった催しにですね、行政職員の方が参加されるということはありませんか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 青葉台で行われています独居老人を囲む会など他の自治体でも行われておりますけれども、福祉課としては参加をいたしておりません。地域との連携を深めるために積極的に各自治会へ参加をさせていただいておるのが高齢者支援課でございます、平成20年度は10自治会のユニークな高齢者支援事業の視察を行い、地域とのコミュニケーションを図っているところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひですね、やはりいろんな地域でこういう催しが行われておりますのでね、たまにはやっぱり行政職員の方ものぞいて内容を把握し、またほかの行政区にですね、情報を流すとか、こういうやっぱり努力が必要じゃないかなと思っております。

ここでですね、1つ疑問に思うことがありますけれども、それは社会福祉協議会との兼ね合いですけれども、業務内容がどのように違うのか、どのように理解したらよろしいのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 社会福祉協議会の業務でございますが、これは法律で規定をされておりまして、社会福祉法の第4条、第109条で、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整、助成、その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業というふうに書かれております。

それで、福祉事務所でございますが、業務内容といたしましては、生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に定める事務をとり行っておりまして、社会福祉協議会のほうに市としては補助金を出すことによって連携をいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 例えば、先ほどのですね、高齢者の集いみたいなもの、イベントを開催した場合に、写真を添付してですね、活動報告書と助成金の申請手続をすれば、社会福祉協議会より活動費の支援を現在いただいております。こういう場合、福祉課のですね、福祉でまちづくり推進会へ申請しても助成金はいただけるのかどうか、ご答弁をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 集いなどで助成金についてでございますけれども、福祉事務所から直接助成はいたしておりません。先ほど申しましたように、市といたしましては社会福祉協議会に総合的に補助をいたしております。そういうことでございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） あくまでも、そういう助成金の申請は社会福祉協議ということですね。はい。

先ほどの質問とちょっとダブりますが、行政区においてですね、非常にこういった集いの活発な地域と、あるいはそうでない地域というふうにあると思うんですがね、活発な地域のよい情報、それから他市のすぐれた情報を流して活性化を図ると、こういうことが私は育成につながっていくんじゃないかと思っております。参考になる情報をですね、やはり行政がフィードバックしてあげるという、こういう仕組みをですね、ぜひつくっていただければなあと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 前の答弁の一部修正をお願いします。高齢者支援課では、ユニークな活動に対する補助があるということでございます。

ユニークな催し、取り組みにつきましてでございますが、先ほど10行政区に高齢者支援事業の視察などを行ってコミュニティを図っておるというふうに申しましたけれども、そういった情報を市政だよりの6月号から1ページ割きまして連載で掲載をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私も今回の9月1日号を拝見させていただきましたけれども、4回シリーズということですね、こういう集いのもので、紹介、これも一つの方法じゃなかろうかなと思います。大変いい試みじゃないかなと思っております。こういったものをですね、どんどんやはり他の行政区にも呼びかけて記事をいただいて、またそれをほかの行政区にお知らせをすると、こういうことをやっぱり活発にやっていただければなと思います。

では、3点目のですね、高齢者の支援についての質問をさせていただきます。

先ほど私、高齢化率は19%と申しましたが、部長の回答の中でですね、8月末人口、高齢者、65歳以上の方が1万3,662人ですか、高齢化率20.1%、それである行政区では40%を超えたところもあるというご答弁をいただきました。今、長寿クラブ、こういう太寿連はグラウンドゴルフとかですね、ペタンク、それから運動会、そして文化祭である福祉大会など大変盛んな活動をなさっておりますが、現在老人会の数ですね、すなわち幾つの組織からできているのか、お答えをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 平成20年度の太宰府市の長寿クラブ連合会のクラブ数は36クラブで

ございます。

ちなみに、平成18年度が40クラブ、平成19年度38クラブと、残念ながら年々クラブ数が減少している状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 年々ちょっとですね、退会されるクラブがあるということですけども、1つ、2つですね、非常にこれ残念なことですけども、対策は何かないものかどうかですね、それはもう各行政区で努力するしかないのかどうかですね。その辺は、うちの青葉台の長寿クラブといいますか、青葉会というんですが、そちらでもやはりメンバーが固定化されてね、高齢化しておりまして、やはり新会員が増えないという問題が起きております。

次の質問に移ります。

基本政策の中にですね、高齢者が住みなれた地域で生活できるように地域で支え合う組織づくりを推進しますとありました。これまでに幾つの組織をつくられたのか。

それとまた、老人福祉センターがございますけれども、ここの活用状況はどんなふうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） この件に関しましても、自治会で地域みずからがひとり暮らしの高齢者の見守りや手づくりの絵手紙を持参して、ひとり暮らしの高齢者の訪問をされるとか、サロン活動、パソコン教室、男の料理教室等々、積極的に展開がされておる状況でございます。

次に、老人センターの利用状況でございますけれども、平成18年度が約1万8,000人、平成19年度が約2万人、平成20年度8月末現在で8,566人の利用者で、年々増加傾向でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 1つ目の質問は、幾つ組織をつくられたかという質問でしたけれども、組織づくりを推進しますとありましたんでね、どれぐらいの数おつくりになったのかなという質問をしたんですが、ご答弁がちょっとなかったようですけども、再度お願いします。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 現在、組織づくりにつきましては、まだ議員さんが言われるみたいに今地域に出向いていっております。その中で、やはり地域の中でも、自治会役員さん、それから福祉委員さん、民生委員さんが連携できている地域ですね、長寿会の方が連携できている地域については、その中で一緒に事業をしたり、私のところですね、健康体操の関係で一緒に事業を行ったりしている状況で、今組織づくりを広報に載せているところについてはですね、徐々につくり上げている状況でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私も、一つのこういう組織をつくるというのは非常に難しいんですよ、難しいです、確かに。ですから、簡単にはできないと思いますけれども、なぜこういう質問をしたかといいますとですね、行政の方が出向いてどれだけ努力をされているのかなというのをちょっとお聞きしたかったもんですから、こういう質問をさせていただきました。

もうすぐ敬老の日です。これまでの人生においてですね、戦争を経験し、辛酸なめてこられた高齢者の方は、国の宝、地域の宝であり、大切に扱うべきだということは共感いただけるものと思います。敬老祝賀会が昨年度より対象年齢77歳になりました。財源がない、財源が苦しいといっても、この辺をですね、せめて75歳に私は戻していただきたいなと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 元気な高齢者が増えてこられたことや人生の節目としての喜寿を祝う視点から、筑紫地区、全国的な傾向として77歳を祝うというような傾向であります。本市でも、自治会独自で地域づくりとして福祉部やひまわり会などによるサロン活動、老人クラブによる懇親会が月に1回から年数回ほど開催されている状況がございます。このような状況を踏まえまして、近年の敬老会行事は地域コミュニティ補助金として歳出している自治体が多くなっている状況でございますので、77歳ということにつきましてご理解を賜りたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） これ以上はもうちょっと質問しませんが、平成22年にですね、本市の高齢化率が、今は20.1%ですけども、21.7%と予測されておるわけですけども、冒頭でも述べましたようにですね、医療費や介護費用というのは非常に増大するばかりなんですよ。したがって、5年後、10年後の医療費が削減可能になるような、低減できるようなですね、仕組みといますかね、こういう健康づくりの仕組みを行政みずから構築していくべきではないだろうかというふうに考えますけれども、何かその辺のことは研究されていますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 医療費の削減につきましても重要なことと認識をいたしております。高齢者支援の本来の目的は、高齢者に健康で生きがいを持った日々の生活を送っていただくためであると考えております。その実現のためには、行政と地域がより連携を深めまして、まずは地区公民館や老人憩いの家へ足を運んで、地域の人たちと楽しく会話することではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 1点目の健康づくりと非常につながってまいりますけれども、こういった高齢者の支援、健康づくり、こういったものはですね、やはり体操とかストレッチ、ジョギ

ングいろいろありますけれども、また速歩きですね、それからペタンク、グラウンドゴルフが今非常に盛んです。こういった軽スポーツなどは、非常に高齢者にとって無理のない運動かもしれません。また、昨日村山議員の一般質問にもありましたようにですね、地域における体力測定や器具貸し出しで健康づくりを推進すると、これも一つの方法だと思います。

ここで、ちょっと私も提案させていただきたいんですが、私は何ととってもですね、プールの活用がベストではないかなと、このような気がしております。メタボリックシンドロームに最適の運動と言われる水泳は、水の抵抗によって短時間でエネルギーを消費することができ、水圧と浮力で血液や体液の循環がよくなり、特に水中歩行ですね、水中ウォーキングは足の筋肉が強化され、高齢者の骨折防止につながると、こういうふうに言われております。

先日、8月29日にですね、NHKで放送されました「沖縄九州インサイド、お年寄りの医療費をどう支える」という番組で紹介されておりました大分県由布市の水中運動で医療費半減、こういった成果が出ております。テレビの中ではですね、つえをつき正座ができなかったおばあちゃんが今ではつえも要らないし、自分の足でしっかり歩けるようになったという、うれしそうに語るその笑顔が非常に印象的でありました。

ここで、資料をごらんいただきたいと思うんですが、これですね、「水中運動で医療費半減」という。大分県湯布院町は、合併しまして今、由布市になっておりますけれども、左の治療結果を見ていただきたいと思うんですね。糖尿病が24件相談がありまして、血糖値低下が20名あったと。それから、いろんな高血圧の20名の相談件数があつて、治療回数減った方が18名と。あとはですね、治療中止、治療中止と書いてありますが、もうこれは病院に行かなくていいようになったということですね。

それから、腰痛の欄見ていただきたいんですが、水中ウォーキングはやはり腰痛とか肩痛ですね、こういったものにいいんじゃないかろうかというのが出ておりますけれども、19件あつて治療回数減が8名の方がいらつしゃると。それから肥満ですね、こういう5名の方の相談件数があつて、体重減が5名あったと、これが内容です、治療結果の内容なんですが、あと表3がですね、ちょっと見づらいと思うんですが、字が細かくて見づらいと思うんですが、これは水中治療前の医療費と、それから水中治療後の医療費の比較なんです。

5番の34人の方を対象にちょっと公表してありますが、5番の方が23万8,810円治療かかっていたものが、水中運動を行うことによって10万6,280円、44.5%という減少率になったと。

それから、10番目の方なんかは、減少率が21.8%です。8割がもうお金は払ってないと、払ってないといえますか、払わなくて済むようになったと。

それからですね、29番の方は378万6,320円医療費がかかっていたものが27万510円と7.1%です。減少率92.9%。

これ数字見ていただきましたらわかりますようにですね、平均値、一番下の欄、48.5%の減少率なんですよ。もう半額。要するに、こういった水中運動を定期的に行うことによって医療費が半減したという、実際にこれが大分県由布市の健康温泉館でやられている結果なんで



す。

由布市はですね、これはインストラクターではなくて、ある保健師さんがこの仕組みを考案され立ち上げられているんです。脳卒中の後遺症で半身麻痺のある人、それから血糖値がかなり高い人、ひざ関節を痛めている人など、健康に何らかの問題を抱えている人などが健康温泉館で今では医者要らずになり、多くのお年寄りから喜ばれ感謝され、心温まる交流が今もなお続いておりますし、これからも続くでしょう。医療費の数字を迫りかけることによってですね、中途での健康相談、それからアドバイス、水中運動のメニューの見直し、こういったものを一人一人の会員を大切にきめ細かなサービスで見事医療費が半減という結果を挙げられたわけなんです。

ここで、最後の提案ですけれども、最後の質問になりますが、今回この医療費をいかにして減らすか、低減策として研究に値する私は健康づくりではないかなというふうに考えております。現在、テレビ放映によりかなりの反響があり、視察が多いと伺っております。温泉でなく温水プールでも医療費の低減はできるというふうに断言されました。健全者の予防医学としても長い目で見ればですね、絶大な効果があると思います。他の自治体の水中運動とどこが違うのか、やはり先ほどの視察じゃないですが、職員の方あるいは保健師さんの視察研修を實行されてはいかがかなと思いますが、市長のご見解をお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市民の皆さん方の健康を図っていくことは、仕事の重要な一つであるというふうに思っております。その延長上には、絶えず医療費の削減というところがあるだろうというふうに思っております。私は、幾つかの切り口と考え方があるだろうと思います。それぞれの行政そのものは後方支援というふうに私は思っておりますので、市民の皆様方が健康づくりのためになるような、そういったいろんな方策、歩こう会の中におきましても私は経験しておりますし、80歳の方の足を見ますと、まだ40歳代の足のようにももがぴんとされておるといふような状況等がございます。その方々に合った形での運動、これが大事だろうと、ソフトボール、野球、あるいはいろんな市民スポーツが盛んでございます。卓球だって高齢者の方もいらっやいました。そういったところでの、やはりスポーツしやすいような環境をつくっていくこと、そのことが私どもに課せられたものの一つではないかなというふうに思っております。

今後とも、それぞれ生きがいを持って、住みなれた地域の中で安心して暮らすことができるような、そういった環境づくりに努めていきたい。それには、今私は行っております地域力を高めていくということ、そのことも支え合うというようなことについては昔の状態に戻していくというふうなこと、地域づくり、地域コミュニティづくり、これに力を入れて今そのシステムづくり等々を行うために地域懇談会も行っておりますのでございます。

私の見る限り、44行政区の中でそれぞれ高齢者のサロンのようなもの、生きがい対策に向けて積極的に各自治体の中で、自治組織であります各行政区の中で取り組みを行っております。私ど

もは、そのことを支援していくと、そのことが私は大事だというふうに思っておりますので、その姿勢でもって行っていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。

それぞれ好みがありますし、スポーツもですね、自分に合った、また年齢に合った運動をしていくということがいいです。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） それから、そういったことを学ぶことにつきましても、今職員のほうが研修旅費等々の問題もございました。可能な限り私はやはり学んだり見たりすることが、学ぶためには見たりすることも大事でございます。今インターネットで検索もできることはございますけれども、「百聞は一見にしかず」というふうなこともありますので、私はその面のところの予算等についても、今財政力等もよくなっておるような状況もございますので、職員のそういった資質の向上に向けても、そこに力を入れていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。

先ほどの渡邊議員のあれでもメタボ検診、こういうのがちょっとね、話題になりましたけども、結構見渡すとですね、メタボ候補といえますかね、メタボの方、結構いらっしゃるんじゃないかなと思います。ぜひこれで水中ウォーキングでメタボを解消していただければというふうに考えておりますけれども、市長もですね、公式行事や庁議、また各行政区の夏祭り、それから行事に会議と大変精力的に動き回っておられます。大変疲れがたまっておられると思いますので、この機会にですね、湯布院のですね、温泉で疲れをいやしていただきまして、この水中運動の取り組みをぜひ視察していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩します。

休憩 午後2時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

昨年の4月、統一選挙がございました。この際、私はごみ処理費の削減と省エネルギーやリサイクルの推進、そしてはかり売り店舗等の拡充を訴え、選挙公報にも載せさせていただいて

おります。昨年の6月議会では、代表質問で取り上げさせていただきましたが、今回は環境問題に絞って質問をさせていただきます。

今年の8月、限定された地域に集中豪雨が発生し、さまざまところで多くの被害を出しました。地球温暖化の影響とも言われております。また、7月7日には、洞爺湖サミットで温暖化対策が打ち出され、この日をクールアース・デーとしてライトダウンが行われたのも記憶に新しいところです。昨年の6月議会でも質問させていただきましたが、本市のごみ処理費に約8億7,000万円、平成15年度ベースでございますが、税金が使われております。ごみの減量は市の財政に大きく寄与するとともに、地球温暖化の防止にもなります。

市としてさまざまな施策を展開されていることは十分に承知をいたしておりますが、ごみ減量の一つの方法として、ごみをいかにして出さないか、いわゆるごみゼロ作戦であります。その方法として、さまざまな取り組みが各自治体で実施をされております。その中でも特に注目をされているのがレジ袋の減量であります。

なぜレジ袋の減量が叫ばれているかといえば、大部分が無料でございます。そのため、ごみ減量の意識醸成の妨げになっているとの指摘もあります。そうであるからこそ、容器包装ごみの中でも取り組みの象徴的な存在になっております。本市として、このレジ袋の削減にどのように取り組んでいるのか、お答えをください。

また、ごみゼロ作戦を行うには、ごみを出さないことが大事であります。本市の一般廃棄物処理基本計画にも計画策定の趣旨として、本計画は太宰府市において、ごみの発生抑制や再資源化によって極力ごみの減量化を図り、循環型社会の実現を目指すとして、その精神が掲げてあります。私は、全くそのとおりだと思います。すなわち、いかにして発生抑制をするかが、ごみ減量のキーワードでもあると考えております。

家庭ごみの中身を見てもみますと、容器包装が大半を占めているように思います。この容器包装をいかにして減量するかが発生抑制のポイントと考えています。そのためには、できるだけはかり売り店舗等を増やしていくかであります。今は見ばえやデザイン、そして生産の履歴表示などで容器包装が当たり前になっています。しかし、ここを減量していかないと、ごみの発生抑制は絵にかいたもちになると思いますけれども、市長の所見をお聞かせください。

次に、生ごみの処理についてお尋ねをいたします。

ごみの発生抑制に続いて、循環型社会をどのように築いていくかであります。環境省の調査によりますと、日本では毎年約5,000万tのごみが排出され、そのうち家庭から排出される生活系生ごみの量は年間約1,000万tもあります。生ごみを減量するためには、可燃ごみの約3割を占める調理くずや食べ残しを出さないように、買い過ぎや食べ残しをしない工夫が大切であります。その一つの手法としてエコ料理などがありますが、こうした市民意識の向上も大事であります。本市として、こうした活動をしている団体などを掌握されていまして、その取り組みの成果等を教えてください。

また、生ごみはうまく処理すれば、花や庭木の栽培、家庭菜園などの土壌改良剤としても有

効活用できます。本市としても、コンポストを活用して生ごみを堆肥化する取り組みをされていましたが、現在は中断をいたしております。そこで、最近段ボールコンポストを活用した生ごみの堆肥化が市民の中に広がりつつあります。既に春日市などが実施していますが、太宰府市においてもこの運動を進めていく考えはないのか、お尋ねをいたします。

また、本市のNPO法人太宰府障害者団体が地球に優しいまちづくりとして、段ボールコンポストの普及事業を実施しようとしております。障害者の就労につなげていくことを目的とした事業でもあります。こうした活動に市として積極的な支援を行うべきではないかと思っておりますが、市長の所見をお聞かせください。

次に、省エネ対策についてお尋ねいたします。

昨年の6月議会で、太宰府市地域省エネルギービジョンの実施状況について質問をさせていただきました。市は推進プロジェクトを設定しているが、浸透が図れていないのが実情であるとの答弁をされています。その後1年を過ぎました。洞爺湖サミットもあり、地球温暖化防止が喫緊の課題でもあります。地球温暖化の防止も小さな積み重ねが大事であります。その後の進展状況についてお聞かせください。

また、あわせて昨年6月議会で答弁された福岡都市圏環境行政推進協議会の中で、ノーマイカーデー、マイバッグ運動の推進やエコポイント制度の検討など、近隣の市町と共同実施できる施策を検討していきたいとの考えを示されました。その動きについてご報告をお願いします。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 環境問題についてのご質問にご回答申し上げます。

まず、レジ袋の削減につきましては、毎年県で作成をいたしておりますマイバッグキャンペーンのポスターを10月のキャンペーン期間中、市内の公共施設でありますとか、あるいは協力小売店に貼付をいただき、市民へのマイバッグの使用を促進していきたいというふうに思っております。

ごみの発生抑制につきましては、本市では地域省エネルギービジョンの中で、一般的に言われておりますように3Rの取り組みに加えまして「リフューズ」、すなわち「断る」を加え、4R運動として市民に呼びかけておるところでございます。レジ袋を断るとか、あるいは簡易包装を求めるものでございます。

そして、ご指摘のはかり売りの品物を買うとか、あるいは長もちのするものを買う、あるいは生ごみを堆肥化するという、できるだけごみとして出さないリデュースが大事なことからえまして、市民への理解と協力を呼びかけていきたいと、このように思っております。

次に、エコ料理に取り組んでいる市内の団体でございますけれども、把握いたしておりません。しかし、昨今の料理教室では、エコや地産地消に健康面を加えた内容での教室が一般化しているようでございます。

段ボールコンポストにつきましては、市内の団体でも取り組まれているところがございます。生ごみの減量化の方策の一つといたしまして、さらに有効な方策を研究しながら推進していきたいと考えております。

また、支援のありようにつきましても、あわせて考察していきたいというふうに思っております。

次に、省エネビジョンの進展状況でございますけれども、本年3月に市の総合交通計画を策定をいたしております。これは省エネルギービジョンの重点プロジェクトの一つでございます。市といたしましては、省エネ行動でありますとか、あるいは地球温暖化問題の情報を広報でありますとか、あるいはホームページ、また出前講座で紹介をいたしておりますけれども、省エネの行動を支援する仕組みづくりは進め切れていない状況がございます。市民、事業者の環境ボランティアグループなどでも、情報でありますとか、あるいはご意見を交換しながら、地道にプロジェクトの推進に取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、福岡都市圏の環境行政推進連絡協議会の取り組みについて、ご紹介をさせていただきます。

連絡協議会では、これまでにエコスタイル、ノーマイカーデーの設定、マイバッグ運動、不法投棄防止などを共同実施あるいは啓発活動を行っております。平成19年度はノーマイカーデーの推進といたしまして、平成19年9月から今年の3月までの約6カ月間、ラッピングバスによります啓発のほか、トートバッグ3,000個とですね、ボールペン6,000個を市民に配布して、マイバッグ利用の啓発に努めております。太宰府市では、自然観察会の参加者でありますとか、あるいは環境フェスタの来場者に配布いたしまして、好評を得ておるところでございます。

以上、ご回答申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 今日の今朝の新聞でございますけれども、このごみの減量あるいは省エネという問題があるわけですが、非常に地球温暖化が急速に進んでおるということで、これは今朝の朝刊でございますけれども、まさに「地球温暖化へ宣戦布告せよ」というタイトルの記事でございます。この中に、いかに温暖化が進んでいるか、悠長なことを言っておられないという記事の内容でございます。この世界的な、まあ言うなれば地球的なグローバルのこの取り組みではありますけれども、じゃあどうやってやるかとなってくると、最終的には市民一人一人の意識、その積み重ねがグローバルになっていくわけございまして、大きな話ではありますけれども、極めて大事な話であると。そういうことで、あえて私は今回レジ袋の話を持ち出させていただきました。

先ほど申しましたけど、これはレジ袋の、市長がおっしゃいましたように、太宰府市の地域省エネルギービジョンの中に4Rですかね、リフューズ、それからリユースとあるわけですが、その中にまずごみになるもの、環境に負荷を与えるものをできるだけ買わない。具体的

な施策として、マイバッグを持参してレジ袋を断るとあります。

私もそういう形でマイバッグ運動という形で市民の方とよくお話をするんですが、実際言ってレジ袋を削減してどれだけのごみの減量に効果があるのかと、たかがレジ袋じゃないかというお話が市民の方から言われます。私も確かにそうだなと、こんぐらいのレジ袋1枚ぐらいで、どこまで効果があるんだろうかということでも思っておったわけですけども、いろんなデータを見てみますと、全国的に日本で見ますと年間約300億枚のレジ袋が使用されているというデータがあります。これを換算しますと、1人が1日1枚、10gのレジ袋をもらったとした場合に、300億枚ということですから、年間約30万tですね、レジ袋だけで。太宰府市のごみの排出量が年間で約2万5,000t、言うならば太宰府市のごみの総排出量の12年分なんですわね、レジ袋たった1人が1枚使うだけで、日本人合わせますと。膨大な数になるわけですね。

そういうことで、レジ袋の場合はさらにですね、CO₂で二酸化炭素をどこまで出しているかという計算をすると、レジ袋を生産をします、つくりますね、つくる。そして、最終的には焼却しますと、そうすると1枚当たり約57gの二酸化炭素を排出すると。全く使わなかったら、1年間で約170万t以上のCO₂削減につながると。石油から使われていますので、石油の消費を年間約56万kl、全く使わなかった場合ですね、減らせるとの試算も言われているわけです。これ小さな積み重ねが、やってみますとかなり大きい。石油で計算しますと車に40ℓ満タンにしたとしますと、1万4,000台の車に相当する石油に、私がちょっと計算してみたらそうなるのかなと思ってみました。

ということで、さまざまな形の中でマイバッグ持参、あるいは有料化、またあるいはポイント制、中には廃止をしているというところもあるわけですが、市にちょっとお尋ねしたいんですが、今やっているのは呼びかけをしていますよという形でございますが、この施策評価の中にもなかなか進んでないと、マイバッグの分に関してはですね、思うように進んでないということが書いてあります。マイバッグの使用もわずかには広がり出しているものの、分別リサイクルの理解が浸透し切れてない状況にあると。私は一つの象徴、これだけじゃないんですね、象徴的なものとして。

ちなみに、参考までに言いますと、省エネルギーセンターが出していますこの資料でいきますと、レジ袋1枚8.29gだそうです、これで664KJ（キロジュール）というんですか、専門的な単位ですが、のエネルギーを使用していると。わかりやすい言葉で言いますと、レジ袋1枚で牛乳瓶27本分の原油を消費していますよということが出てくるわけですね。こういうことを考えていくと、いろんな面において見てみますと、レジ袋だけじゃないわけですが、容器包装はですね。レジ袋もありますし、発砲トレーもありますし、それからプラスチック容器、ペットボトル、さまざまあるわけですけども、かなりそれぞれペットボトル1本で牛乳瓶20本分の原油を消費していますよと、こうあるわけですが、今回とりあえずレジ袋についてお尋ねをいたしますけども、マイバッグ持参ということはずっと計画の中にありますので、市としてですね、これ実態調査はされているのかどうか。言うなれば、持参率ですね、マイバッグ持参率が

どの程度あるのか、そういったことを実態調査されているかどうか、わかりましたら、もしさ
れているとしたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 今、レジ袋で、先ほど清水議員さんが統計上の話で、国内年間消費
量が約3億枚ということでした。

（「300億枚」と呼ぶ者あり）

○市民生活部長（関岡 勉） 300億枚ですね、失礼しました。300億枚でございます。

では、太宰府市ではどれくらい使われておるかというような部分は、これも統計上いろんな
見方があるかというふうに思っておりますが、見てみましたらですね、2,000万枚が一応使
われているであろうという統計上の数字が出ております。

じゃあ、マイバッグでどの程度この部分が削減されておるのか、断られておるのかという実
態調査はどうかということですが、実態調査はし切れておりません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） いろいろですね、市民の意識調査ということで、先ほどのこの資料で
すね、省エネルギーの部分で見てみただけ、なかったんですね、削減の数字が。ですから、私
だから昨日自分でですね、お店へ行って調べてみました。調べてみるといっても、じいっと立
っておくわけにはいきませんので、見ながらうっと歩いて行って、何人の方が買い物袋を持
っておらっしゃるかというくことで、41人一応数えてみたんですけど、お一人買い物袋を持
っておられました、ほんの数分間だったんですけども。いつも私は、お店に行ってみるときがあるん
ですけど、まだまだマイバッグの持参率というのは少ないなど。

いろんなところの行政を見ますと、富山県が県一本で条例をつくりましたね。これは廃
止か有料かの条例をつくったんですが、県一本でやったもんですから、店舗とかそういう詳し
い話はわかりませんが、マイバッグ持参率が約95%になったという報告もあるわけですね。

町田市で一つの店舗がレジ袋を廃止宣言したんですね。廃止宣言しまして、お客さんが非常
に減るかと思ったら、ほとんど減ってなくて、1,300人ぐらいのお客さんがお見えになりまし
て、その中で忘れておられる方が十数人ということのデータも出ております。

ですので、これは行政がいろんな店舗と協力をしながらやっていかなくちやいけないと思
いますが、杉並区なんかは条例化したということで大きく新聞で報道されております。

やり方として、まずはですね、やっぱり市として、そのうたい文句はいいですけども、やっ
ぱりこれだけの地球の温暖化の問題が出てきますので、市としてやっぱりマイバッグの持参率
を何%にするかと、やっぱりこの辺の目標を立てないと、ああ啓発をしますよ、ビラを張り
ましたよ、チラシを張りましたよ、市の広報に載せましたよだけでは前に進まないんじゃない
かと。やっぱりずうっと見てみますと、やっぱり市としてきちっとしたデータを持ち、そして
目標を立てて、じゃあそのためにどうしたらいいかとかということが、やっぱりそういう成功

に結びついているのかなと思っております。

そういうことで、このレジ袋がやっぱり私は一つのスタートだと思っていますので、このマイバッグ持参をですね、やっぱり目標を決めてやっていくことが市民の中の意識に私は広がっていくんじゃないかと。

実際ですね、お話をしてみますと、もう皆さん方ほとんど買い物袋持っていないもんですから、この買い物袋を持っていくこと自体が恥ずかしいという方もおられるんですね。うん。だけど、逆に言うと生協なんかで買い物すると、あそこはもう買い物袋持っていないとだめですので、買い物袋を忘れていくと、今度は逆にそっちが恥ずかしくなるんです。これをね、いかにして逆転させるかということがやっぱりこれからの大事な一つの仕事じゃないかと。

8億7,000万円ですね、平成15年度で、ごみの、何やったですかね、平成15年度におけるごみ処理に要した経費は8億7,000万円と、これをどれだけ減らせるかによって市の財政の寄与にも大きくすると書いてあるんですね。これが一番、私、今言ったように無駄な、それこそ部分だと思っんです。ですので、やっぱりこれをいかに減らすか。8億7,000万円の札束を、変な話でこんなこと言ったら怒られるかもしれないけど、札束をばあんとここに置いてですよ、燃やしたり処分したりしよったら、それは大変なブーイングが起こります。私たちごみだから、頭の中に8億7,000万円じゃないかもしれないけど、実際にそういうことが1年間で消えているのは事実ですね。だから、それをいかにして、まあゼロにすることはできないにしても、いかにしてゼロに近づけていくかということが行政のこれからの一つの大きな役割じゃないかと思っっているんですが、この辺のところをですね、まず削減率の目標をやっぱりきちっと決めていただきたいなと思っっておるんですけど、マイバッグの持参率ですね、そうしないと実態調査も何もしてませんという話で終わりますして、ただ貼っただけで終わりますということになりますので、その辺のところをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） まさにですね、ご指摘のとおり非常にこれは私は大きな問題だというふうに思っっておりますし、目標なくして達成はないというふうには思っっております。

ただ、これは近隣ですね、福岡市を中心とした都市圏南部のそうした協議会があれこれあっておりまして共同の作業で、筑紫野市あるいは春日市、大野城市あたりとですね、できましたら同じようなベンチャーを組みまして同じようなごみの処理をやるように、そういう事業体がございまして、そういうところとできれば同一歩調で、そしてどこに行ってもそういうふうな運動展開をして、そしてそれを県が10月に、先ほど市長が言いましたように全体的なものをやっておりますので、しかも今回は九州7県一緒にやろうと、しかも今度はある程度店舗の協賛も得ながらやろうという非常にそうした先進的な取り組みもあっておりますので、そうしたそれぞれのところの担当課長レベルでですね、まずご提案されておりましたようなことをテーブルに乗っけてましてですね、どうするかという話を出してみ、そしてどこの自治体も悩みは一緒だと思います。だから、同じような悩みを抱えている自治体で共同的な広い意味での同じ

エリアに住む市民あるいは町民が同じような形でやれるような形が一番いいかなというふうに思っておりますので、そういうことを見ながら、いわゆる持参率の目標も含めてですね、この全体的なレジ袋の削減にトータル上どうして取り組むかという部分をですね、若干時間をいただいで検討させていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 広域でやればやるほど協力店舗も増えてくると思います。競争がですね、お互いにやっているということでございますので、これは部長のおっしゃっているように私も大賛成でございますので、ぜひそういった形の中で進めていただきたいと思います。

もう一つは、先ほど申しましたようにいかにして、ごみ袋がこうありましてですね、捨ててあるごみ袋を見てみますと、ほとんど包装関係が圧倒的でございます、見てみますと、家庭ごみですけども。そういうものを少しでもやっぱり減らしていくということに関しまして、これもまた事業所の協力が要るわけですけど、私が今なぜひかり売りということで、これも福廣議員が前、いきいき情報センターの下のスーパーのテナントを出すときにですね、市としてモデルになるようなお店を出しなさいと言ったことがあるんですよ。それは何かというと、できるだけ包装をさせないと、包装させないで裸売りでできるだけ売るように協力を求めなさいと言われたことも記憶に、私はしっかり覚えておるんですけど、そういったような、今はスーパーですので、なかなかそう簡単にいかない部分もあるかと思いますが、しかし本市の計画としては裸売りということを計画の中らうたっておりますので、その辺をしっかりとですね、これから行政としてもやっていただきたいと思います、この裸売りとかはかり売りというのは、じゃどこがやっているかということもあるわけですね、わからない、私は。

これちょっと写真なんですけども、わかりづらいかもわかりませんが、私お酒飲むんですけども、焼酎飲んでます。焼酎を飲んでますけど、こういう大きなかめがありまして、これではかり売り焼酎で利用のお客様へご案内ということで、ペットボトルを持ってくれば、はかり売りで何ℓという形でお店が売ります。お値段も安いんですね、ですからその分だけ。味はどうかというと、まあ人の好みによって違うかわかりませんが、私は今5ℓ、大きなペットボトルを持ってここに買いに行っています。

そういうことで、昨日店長さんにですね、おたくのようなお店をね、どんどん広げたらいいですねえということで、今日議会で取り上げさせていただきますけどいいでしょうかと言ったら、ぜひよろしくお願ひしますと、こういう形で言われたんですけど、やっぱりこういった、これはちょっとしたこともわかりませんが、やっぱり小さなところからですね、市民が一番関心があるかということ、やっぱり一番関心があるのはマイバッグなんですね、意識調査の中で一番関心が高いのは。その次がやっぱり生ごみなんですね。こういうはかり売りというのはなかなか少ないんですけども、こういったお店を一つでも二つでも増やしていく。そこにやっぱり市民の方が環境に優しい店として紹介をすると、そういう形の中で環境意識の高い人た

ちがそこに買い物に行くようになれば、また同じような店舗が増えてくるということに、これは私が勝手に思っていることでありまして、そうなればいいなあと思っではおるわけですけど、実はうちの省エネビジョンの中にですね、これははかり売りだけじゃないんでしょう。全部項目がたくさんあるわけですが、表彰制度、省エネをやっている事業所の表彰制度とか、そういうことが載っております。こういうお店を紹介したりですね、あ、省エネルギーモデル事業所表彰制度と、これは平成20年度までの目標でございます。積極的に省エネルギーに取り組む事業所を省エネルギーモデル事業所として選び表彰しますと、表彰もいいでしょうけども、これはPRなり紹介をすると、こういった、これはたまたま一例でございますので、必ずしもこれをしろという話じゃないんですけど、例えば環境ISO14001を取得したお店とかですね、いろんなお店があると思いますが、そういった、今環境に優しいお店をやっぱりPRしていくと。これは何につながるかといいますと、さっき言ったようにごみの減量につながりますし、市としても非常に財政的に寄与していただくと、無駄なものですから。こっちが金出すわけじゃないんですからね。それに合わせた形で地球温暖化防止にもつながっていくと、一つ一つ小さな取り組みですけども、こういったことが広がっていくと、私は環境先進都市に太宰府市としてもなっていくんじゃないかなと。市長が先ほど景観行政団体とられました。本当に緑の多いですね、そういった景観行政、一方こういったことも大事じゃないかなと思うわけですが、その辺を積極的にやっていただきたいなあと思うんですけども、いかがでしょうか。また、これやっているかどうかあわせてお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 今出ております省エネルギーモデル事業所の表彰制度でございますが、お手元のビジョンの中では61ページに、今おっしゃっているような形でまさに掲げておりますが、積極的に省エネルギーに取り組む事業所を省エネルギーモデル事業所として表彰するというふうにうたっておりますけれども、まず私どもはですね、そこに行き着く前にまず事業所にですね、事業所にはごみの減量と、事業所が出すまずごみの減量の取り組みを今お願いしております、プランニング計画書も出させてもらうようにしておりますので、そういうところからまずお願いをしていきたいというふうに、その段階を踏んだ次にですね、その表彰制度等には行きたいというふうに思いますが、昨年度からですね、県と一緒にこのごみ減量化への協力をですね、3事業所にですね、モデルとしてお願いをしているところでございます。だから、そういうところの動きをちょっと見ながら、本当はこのビジョンの中に入れておりますから、それはそれとして進めていかなければいかんと思いますが、なかなか2つ一緒にというのは難しい部分もあります。

で、まず1つは、同じ事業所であれば、事業所のそうしたごみの減量の部分をまず取り組んでもらおうかと。そして、清水議員がおっしゃったように、まさにごみ、それから地球温暖化、ずうっと回っておりますんですね、ごみの減量になれば当然地球の温暖化の防止にもつながるという形になっておりますので、そうしたトータルでですね、やっぱりこのエネルギービ

ジョンに沿った、省エネのビジョンに沿ったところですね、今後言われている分も十分参酌させてもらって、そして具体策をですね、進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） そういうお店がですね、一つでも二つでも増えていくようにですね、やっていただきたいと思います。

今、市長の答弁があったんですが、生ごみの処理ですね、ごみが出た後に生ごみの処理機でコンポスト等を使ってやっていくわけですが、その前にやっぱり調理をする、生ごみをする調理をする中で、やはりいろんな形で今やっておりますという話ですが、これ私何で質問するかといったらですね、エコ料理についてですね、テレビでやったんです、たまたまNHKですね。40人分の料理をつくるわけですね、40人分の料理。エコ料理という料理の仕方をしてですね、最終的にその料理がいろんなメニューがあるんですけど、そのときに出たごみがですね、この両手に乗るぐらいのごみだったんです、40人分の料理で、全部やって。それは皮ごと食べるんですね、皮ごと。できるんだそうです。皮ごとの料理もできるけども、中にできない部分はきんぴらにしたり、何かそういういろんなことをしたりしてですね、できるだけ不要なものを出さないという、そういう料理なんです。もちろん買い物からいろんな順序、手だてありますけども、この生ごみを堆肥化をする前にいかにして、これ先ほどから私いつも言ってますけど、自分のことも含めてですね、自制心を込めて自戒心を込めて言っているわけでございますので、おまえじゃあやっているのかと言われたら、いや、頑張りますとしか言いようがないんですけど。ただ、そういう形の中でエコ料理、これは佐賀市がやっております。あちこちで、インターネットで見えますとやっております、やっぱりごみを出さないエコの料理をやるということが大きな目的になっておりました。

ここに「調理のポイント残さず食べきるレシピ」とかといってですね、いろんなことがこういう形で書いてありました。後片づけ編とか、それから調理編とか買い物編とか、4つか5つに分けて書いてありまして、全くそのとおりだなと思っておりますので、これは行政がどうのこうのということも難しいかもわかりませんが、これは佐賀市の場合は、見ますと所管の行政のところはホームページのインターネットがつながるんですね、佐賀市の環境課か何かごみ減量課か何かに。そういうところが積極的にやっぱり支援して、関心のある方と協力しながら、まさに市長が言うように協働のまちづくりというんですかね、環境に優しいまちづくりを行政がやっているなという形で見させていただいて調べさせていただいたんですけど、これは全部やられたら、ほとんどごみが出ないという状況でございます。

しかし、そういうことでなかなか難しいかと思いますが、少しでもこういったことの人材の育成もですね、必要ではないかなと思っておりますが、いかがでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） まさに今おっしゃっているように、やっぱりそういうふうなところ

の積み重ねがですね、大きな結果を生むのではないかというふうに思っております。

このエコ料理そのものにつきましてはですね、私ども先ほど市長の答弁でありましたように把握をしておりますが、市内の例えばいきいき情報センターでありますとか女性センター、ミナスでありますとか、そういうところで料理講座、料理教室を持たれておりますので、まずはそういうところでですね、おっしゃっているような、これだけの部分でそのレシピで、例えばごみがどの料理が結果として一番少なくなるのかとか、そういうふうなある意味では料理する方が楽しみながらですね、結果としてごみが出なかったと、こういうことができるのかなというようところで、そのあたりから始めたらどうかなという、お話を聞きながらですね、思っておりますので、それももうしばらく時間をいただいて、精神はそういう精神を真ん中に置いて、どうた中でそれを取り組んでいくという形にさせてもらえればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） ぜひお願いします。私は、今日本当は段ボールコンポストのことについてですね、質問をしようと、生ごみの処理で、そういう中でインターネットやってみましたら、そういうのもぼんと出てきましたし、テレビでも見ましたもんですから、これ生ごみの堆肥化をやる前にそっちを先にやらないかなということに質問をさせていただきました。

写真撮ってきたんですけども、一生懸命段ボールコンポストをやってらっしゃった方が今発泡スチロールに変えてらっしゃるんですね。ある程度、段ボールですから、時間がたつほどやっぱり弱ってくるということもあって、今はもう発泡スチロールにしています。まあ言やあ進化されているわけですけども、こういう形でやられて家庭でこういう菜園で何か知らないけど、私は食べたことないんですけど、お話を聞くと、非常においしい食材ができていうことでお話を伺いしております、一生懸命になってこの段ボールコンポストの推進をされております。

市長のお話では、市としても進めていきたいと、推進していきたいという形のご答弁だったような感じがしますが、もし進めるとすれば、具体的なこれからの手順があるかと思っておりますけども、ちょっと市民生活部長、詳しくその辺で、今までさっき環境課の課長とお話も何回かさせてもらったことがあるんですが、やっぱり推移を見ていきたいとかですね、そういう形の中で春日市がやっていることは知っていますと、今まで何回かいろんなことをやりながら失敗している経緯もあるので、慎重に推移を見ていきたいということでおっしゃっていました。そのとおりでらうと私も思います。

しかし、ここ最近あちこちでですね、この話を私は聞くようになったんですね。だもんですから、いつまでも見とくのもいかなもんかなということ、たまたまそういうことで質問をしようと思ったら、障害者の方々も自分たちでこういう段ボールコンポストをやろうと思っているというお話もありましたので、そういうことで非常に今意識が高くなってきているのかなと、これは一部ですよ。今から始まりだと思っております。そういうことで、市長は前向きだと、や

っていききたいというご答弁だと私は思いますが、部長、その辺でもう少し詳しいご答弁を、確認の意味で、やりますということではそれで次に進みたいと思いますので。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 今ご指摘のようにですね、地球に優しいまちづくりということで、先月の8月26日にNPO法人のほうから、こういうことをやりたいんでという話は私も直接伺っております。

今ですね、じゃ環境課ではどういうふうな形でやっておりますかといいますと、今そういうふうな市民環境ボランティアの中でですね、実験的にですね、取り組んで今いただいております。そして一定期間での成果とですね、課題をまとめていただくことというふうに今しております。それで、まだほかにも学校関係の方もそういうようなのをやられておりまして、何か行政側からそういうふうな指導できないかという話もつい最近伺っております。まさに今はこの段ボールコンポストはいわゆるしゅんでございます。今からどうかというような部分でございまして、取り組んでいる自治体も非常に少のうございます。

春日市の例もですね、ちょっといろいろ見ておりますが、いいところばかりでもないわけですね。いいところもありますし、じゃずうっと持続的な形でどうかということになりますと、そこがちょっとなかなかですね、じゃにおいはせんかといいますと、それもなかなかですね、いろんなそういうふうな部分がありますので、そういうふうな今申しあげましたようなちょっと時間をいただいた部分の中で一定成果、課題をまとめてですね、整理をして、そしてじゃ実際に出ておりますそういうふうなNPO法人からの支援はどうするかというような部分はですね、いわゆる基本的に行政が段ボールコンポストをどう活用しようとするのか、それを一定整理した上で、その整理ができましたら有効な支援策も含めてですね、そういうふうないろんなサークルで頑張っている方はたくさんおられますので、有効な支援策、そして行政とのかかわり方などを整理をさせてもらう時間を少しいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） よろしく申し上げます。

太宰府市の地域省エネルギービジョンというのがありまして、これは平成20年度、それから平成25年度までですかね、計画目標がいろいろ書いてあります。これやられると非常に素晴らしいなと私も感動して読まさせていただいたんですが、この中でですね、幾つか前期の中でお聞きをしたいのがあります。

私、地域通貨ということを前で1回、議会でも質問させてもらったことがあるんですが、これも1回機会があれば時間をとって質問したいと思っているんですけども、この省エネルギーの中で省エネルギー対策としての地域通貨の導入というのが平成20年度までにやろうという目標があります。市民が実践した省エネルギー行動によるエネルギー消費量の削減率に応じた

地域通貨を発行し、公共施設の優先利用の特典を与えるなど省エネルギー行動の実践と関連づいた地域通貨制度の導入を検討しますと書いてありますが、検討しますということです、導入をしますとは書いてないわけですけども、この地域通貨がここで目にとまったのはですね、大分県でしたかね、「めじろん」とかという制度で、あそこはたしか地域通貨だったのかなあと思いますが、そういうところでやっている地域もあります。

これ全部ほとんど先進的な地域で取り組まなくちゃいけない内容がうちのビジョンの中に入っているわけですね、全部ですね。とてもやないけど、これ全部やられたら、それこそ日本のモデル的になるんじゃないかと思いますが、この地域通貨の導入を検討しますと書いてありますが、検討をされているのかどうか、そこのところをお答えいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） この地域通貨という部分を考えるときにですね、私も前の部署でこの地域通貨にかかわったことがあるんですが、これが例えば環境問題だけにかかわるのか、あるいは福祉的な部分まで含んでかかわるのか、そういうふうなトータル的な部分で考えていくと、それならどうなのかということで、そういうところをまさにいろんな角度から検討しております。

それで、この地域通貨につきましては、市内でもですね、以前に取り組みられておりましたグループがあったわけですね、その地域通貨の先進。ちょうど私どもが課題としてそれを取り組もうかなあというときに、そういう同じような形でスタートした部分がありまして、それはたしか福祉の分野だったと思いますけども、これは結果はですね、軌道に乗らなかったようなんですね。平成17年にですね、事業者の環境ボランティアグループのエコワークネットの会というのがですね、地域通貨のセミナーを開催しております。主催した人も学習されておりますけども、さっき言いましたように多くですね、課題があっても進められていないと、現実はですね、状況にございます。班や仕組みですね、あるいは検討など幅広い方々の賛意を得て十分な考察を加えていく必要がありますのでという形に今思っております。

それで、新聞の中にですね、福廣さん、それから清水さんのその新聞の中に、地球に優しいエコポイントとかというような部分もございます。だから、そういうふうな部分とこの地域通貨と、それからエリアの部分、さっき言いましたように環境問題だけに終わるのか、あるいは福祉まで広げるのか、もっと広い意味で青少年の健全育成とかトータル上にもっともっとまちづくり全般に広げるのかというようないろんな部分がありましようから、そうした部分はご提言はご提言として、過去にそういう取り組みられた経緯もありますので、そのあたりの課題も一定整理する必要があるのかなというふうに思っております。今の現状はそうしたところがございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 私は、やれというのではなくて、導入を検討しているのかどうかとい

うことでちょっとお聞きさせてもらいました。

もう一点ですね、もう時間があれですので、最後に質問で終わらせていただきたいと思いますのですが、同じように省エネルギーで、これ一つ一つ全部聞きたいのがあるんですけども、あと一点だけ質問させていただいて私の一般質問を終わりにしたいと思いますが、省エネルギーですね、省エネルギーの人材の育成というのが57ページにあります、省エネルギーを推進するための地域リーダーとして地区公民館ごとの省エネルギー普及員等人材の育成を検討しますというのが平成20年度までの目標としてあります。

横浜市の中区というところがあるんですが、ここがごみの減量で35%でしたかね、ごみの減量をやったということで、数億円の減量をやったところで、環境モデル都市にも選ばれております、今回のですね。これは何はともあれ、やっぱり行政の職員が懸命に汗をかいてやっているということは、その成果として生まれているということもあるわけですが、その中に横浜の中でやっぱりそういう進めていく中で、省エネ推進支援員という制度があって、やっぱりいろんなところに行って指導をされているということがあります。

そういうことを頭の中に描いて、これは太宰府市にとってほど遠い話やなあ、ちょっと厳しいかなあと思いながら思っていたところにこれが目にとまったんです、私。これは太宰府もこういうことをやろうとしているんだなあと思ひまして、これは地区公民館ごとにそういう形で作ればそれにこしたことはないけども、地区公民館ごとにつくれないにしても、市内で1人、2人、3人、4人と随時増やしていけばいいのかなと思っておるわけですが、実態はどうか私もわかりません、実際におらっしゃるのかどうかですね、わかりませんが、この取り組みについて1点、お尋ねをさせていただきたい。

もう一点、環境基金の活用と市民や事業者が参加するための新たな基金の創設を検討しますと、これも平成20年度までの一つの目標とありますので、この2点について説明をいただきたいと思ひます。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） まず、1点目の人材の育成でございますが、地区公民館ごとに省エネルギー普及員等の育成を検討するとしておりましたけども、当面はですね、県が配置しております地球温暖化防止推進員という方がおられますので、こちらのほうと連携をとりながら市民のニーズにこたえていきたいというふうに考えております。

先ほど横浜市の部分を出されましたが、私どもはですね、1日にですね、1日に1人が出すごみの量、排出量、そこがポイントになるかなというふうに思っております。るる今清水議員さんのほうからお話出ましたが、横浜と1日に出す排出量は私どもは遜色ないというふうに思っております。これはやはり市民なり事業者なりの協力と、そして手前みそですが、私どももかわっております職員の熱意の結果であろうというふうに思っております。

それから、基金の関係でございますが、基金まさにそのとおり基金は大事なものでございますが、若干今基金をするような余裕のある財政状況じゃないということもございまして、若干

財政も好転をしつつありますので、これからは環境にもっと目を向ける。市長の話じゃ福祉と教育ですが、プラス環境という形ですね、環境にもっと目を向ける意味で、今後そうした基金を積み立てていってですね、そして環境の先進市と言われる太宰府を目指して、職員一丸となって努力をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 先ほど部長のほうで答弁をされまして、横浜市に遜色のない自治体であるということで、私も誇りに思っております、さらにそれ以上ですね、努力をしていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

次に、18番福廣和美議員の一般質問を許可します。

[18番 福廣和美議員 登壇]

○18番（福廣和美議員） 私が最後でございますので、あと少しの辛抱です。

ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告どおり質問をさせていただきますが、質問に入る前に、このたびの北京オリンピックのソフトボール競技において、日本代表チームが念願の金メダルを勝ち取ることができ、すばらしい感動を我々日本の国民に与えていただきました。大変感謝いたしております。

そしてまた、その日本チームの一員として大活躍された藤本索子さんが太宰府南小学校、太宰府東中学校を卒業され、小学校時代は太宰府市少年ソフトボール出身であることを聞いておりましたので、なおのこと応援にも力が入っていた一人でありますから、心よりおめでとうと申し上げたいし、感謝いたしたいと思っております。

そこで、お伺いしますが、藤本さんに対して先日太宰府市スポーツ特別賞が授与されたことは知っておりますが、そのほかに青少年の夢と希望をはぐくむためにも、ぜひ子供たちとの触れ合うことのできる機会を、またそして少年ソフトの皆さんとも一緒にソフトのできる機会をぜひつくっていただきたいと、また記念として、例えば歴史スポーツ公園で毎週試合をしている少年ソフトの子供たちのためにも、藤本さんのおかげでというものができないものか、お尋ねをいたします。

再質問は自席にてさせていただきます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ここで15時25分まで休憩します。

休憩 午後3時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時23分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。



市長。

○市長（井上保廣） スポーツの振興についてご回答申し上げます。

今回の北京オリンピック女子ソフトボールにおきまして、本市出身の藤本索子選手が日本チームの一員として大活躍をされ、金メダルの獲得に貢献をされましたことは、本市にとりましても大変名誉なことをごさしまして誇りでもございます。心からお喜びを申し上げたいと思っております。

なお、今日までのその対応を申し上げますと、去る6月24日に代表選手となられたとの情報を受けておりましたことから、直ちに市庁舎に横断幕の掲示を行いますとともに、公共施設へのポスター掲示やのぼり旗を立てるなど、広く市民の皆様方にお知らせをしながら、市といたしましても喜びと激励をさせていただいたところでございます。

また、8月27日の帰省の折には市として特別表彰を行いまして、今回の功績を高くたたえたところでございます。今後も藤本選手が帰省された折には、出身校でございます太宰府南小学校や太宰府東中学校への訪問やスポーツを志す子供たちへの触れ合いの場を計画するなど、ご協力をお願いしていきたいと考えております。

今回の藤本選手の金メダル受賞を記念に、施設の充実できないかのご質問でございますけれども、さまざまな角度から、このことについても検討を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今、市長のほうから回答をいただきまして、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、以前から話したことは何遍でもあると思うんですけども、ソフトボールに限らず、いろんな少年少女のそういうクラブとまでいかないにしても、そういったところでスポーツにはぐくんでいる子供たちがたくさんいらっしゃる。サッカーもそうでしょう。

しかしながら、今回こうやって藤本さんが受賞されて一番身近なのはやはり少年ソフトボール、ここの出身であるということをごすね、そういう意味から、可能性としてどうかわかりませんが、前から主張していますように、現在のところ歴史スポーツ公園を主試合場として毎週リーグ戦が行われていると。ですから、できれば私はここに、子供たちの場合には2面が必要なんごすね。2面ないと、そこでみんなが来て試合がなかなか難しいという面があると。少年球技場も水城ヶ丘のほうにありますけど1面しかないんで、なかなかそこでそのリーグ戦はやりにくい。だから、歴史スポーツ公園にぜひ必ずつくってほしいということではありませんが、それは梅林アスレチックでも結構ごすけども、2面を常に使えと、来てラインだけ引けばすぐに使えますよというね、それは多目的広場ごすから、それはできんということはないと思うごすよね。やはりいろんなスポーツにも利用すればいいことであろうというふうにごすんです。

歴史スポーツ公園も開園してから約22年目ごすよね。ごすよね。誰も首を縦に振らんけど、

違いますかね。ちょっと間違うとるかどうか、言うてください。

(「大体おおむね合うとる」と呼ぶ者あり)

○18番(福廣和美議員) だれも答えてくれんと。

ああ、ならいいですよ。

たしか私が議員に初当選をした年度に、あそこはオープンしたというふうに記憶をいたしておりますので、今年で22年目ですから22年目だろうということで、そのときはやっぱり市長だけですかね、執行部は。平島さんは課長でしたものね、副市長は。財政課長。

(副市長平島鉄信「係長です」と呼ぶ)

○18番(福廣和美議員) 係長ですか、はあ。

何でそういう話をするかという、今この議員の中でもそのときの議員さんは武藤さんと田川さんしかおりませんが、あれは一番当初から多目的広場だったんですかね。執行部の話としては、途中で野球場に変更するからということで、こんなにいい土を入れてありますと、ナイター設備もここまで電気がきておりますと、立派な設備を私は当時のだれとは言いませんが、教育部長さんから話をお伺いをいたしました。楽しみにしておりましたが、途中でそのことも何も消えてしもうてですね、そのまんまになりました。

一番当初は、今のグラウンドももう草が生え放題で、だれも使わない。そんな中を整備して少しずつ使うようになって、今みたいになったと記憶をしております。最初はフェンスもなかった。それが今は、高さは満足じゃありませんが、ある程度フェンスもできた。何か少しずつはよくなっておると思うんですが、でありますから、今回この藤本さんね、こじつけでも何でもいいですよ。藤本さん、この少年ソフト出身であるということ、今から太宰府市出身です。ね、オリンピックに出る人が出るかどうかはわからん。ましてや、金メダルなんかとれるかどうかね、我々も表彰式のときに金メダル、手にさせていただきましたが、やっぱりすばらしいことです。こういうのは2人目が出るとは限らんわけですから、半永久的に記念をしても私はいいのではないかと、それぐらい価値があるんじゃないかと私は思うんです。だから、今回こういう質問をね、させていただきました。

この前、緑台の方にお伺いしたら、今度自分たちだけでお金を出し合ってパーティーをするように考えておりますと言っておられました。たしか横断幕も自分たちがつくったと言われました。市は何もしておりません。いや、それは本当かどうか、そう言われるわけですから、あののぼり旗をつくったのは市です、ね。横断幕は違いますと言いました。自分たちがつくりました、手出しで、2人で手出しをして。まあそれはどうでもいいんですけどね、そうやってくるようなチャンスがある。

特に、やっぱりソフトボール、野球関係は、今から冬になるとシーズンオフになりますよね。会社はレオパレス21にお勤めであると、この前お父さんも言ってありましたが、会社を通じてぜひ申し込んでほしいということですから、少々私はこの財政難のときにお金がかかって、やっぱり将来の青少年の育成のためにやるべきじゃないかなというふうに、招待をすべき

であると、ぜひしてもらいたいと。子供たちはやっぱり触れ合う、触れ合うことがやっぱり大事ですよ。それも余り時間がたってしまうとね、余り効果も上がらないでしょうから、ぜひ早目に、それは教育長も望んであると思います、この前言ってありましたんでね。

そういう意味で、いや、やっぱりこのスポーツを通じて、それだけ偉大な苦勞をされて、本人の努力があつてここまで来た。それはやっぱりそこには少年ソフトボールのそういうチームがあつて、そこでお世話になつたということも礎になっているはずなんですから、そのお返しをですね、ぜひお願いをしたいというのが今回の質問の趣旨でございます。いかがでございますでしょうか。その方向で検討していただけないかどうか、その返事をいただきたい。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 先ほど市長が申しましたように、できるだけ子供たちとの触れ合いの場を計画をしたいということで、当然本人さんの調整といひましようか、スケジュールの関係もありましようけども、その方向で計画をしていきたいというふうに思います。

ただ、先ほど福廣議員さんもおっしゃいましたように、まだ彼女も現職でございまして、実業団に所属しております。今ちょうどシーズンですので、全国の会場に飛び回っておりますので、できますればシーズンオフ等も含めて調整をしながら、そういう機会をつくっていききたいというふうに思います。

それから、この歴史スポーツ公園の整備につきましては、先ほどおっしゃいましたように確かに20年前、平成元年に整備、オープンをいたしております。その中でも多目的グラウンドでありますとかテニスコート、相撲場等を整備しておりますけども、かなりの年数もたっておりますし、老朽化あるいは傷んであるところもありますので、それらを含めた中で計画的な整備も進めていきたいというふうには思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ぜひお願いしたいと思いますし、そういう意味からすれば、すぐ来ていただくよりは、整備をしてからと、そのときに来ていただくと、それぐらいやってもいいよな気がするんですけどね。場所を限定してしまうとまたいろいろあるでしょうから、まずは記念碑でもいいですし、やっぱりそういった記念に残るようなね、ことをぜひ私はやっていただきたいし、やっても文句を言う市民はほぼいないんじゃないかなというふうに思います。それぐらいやっぱり偉大なことではないのかと、太宰府市にとって誇りではなからうかと、今後やはり次またオリンピック選手が出たときに、そういう藤本さんの名前は当然出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、余りしつこくするとまた怒られますので、今回はこの1点に限って質問させていただきました。皆さん方の推移をじっくりと静かに見守りますので、よろしく願いすることを要望して終わります。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、9月24日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時36分

~~~~~ ○ ~~~~~